

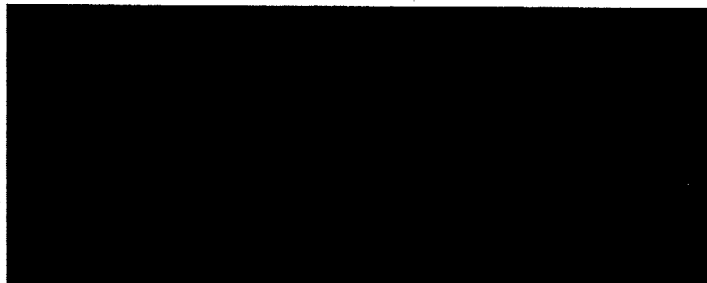
(三) 旧朝連寄託分

1. 韓国側主張

韓国人が帰国に際し、旧朝連に預託していた通貨類で、旧朝連の財産が日本政府の手により差押えられたが、その差押財産の中に上記通貨類が入っているはずであるから、これを請求する。

2. 韓国側主張額 54550 千円

3. 日本側見解



(注) 旧朝連は、24 年団体等規制令（ポ勅）により解散の指定を受けて財産の接收処分が行なわれ、その収入は 28 年一般会計に帰属した。

なお収入金の用途については、閣議諒解により育英事業等在日朝鮮人の福利厚生のために使用される予定であつたが、具体化しなかつた。従つて閣議諒解の趣旨は一般会計

からの生活保護費支出等で実現されていると説明することになろう。（少なくとも日本側の不当利得ではない。）

(備考)

1. 旧在日本朝鮮人連盟に対する帰国朝鮮人の寄託金に関する件（37 年 2 月法務省民事局調）

① 終戦直後帰国した韓国人が旧在日本朝鮮人連盟に総額 54550 千円を寄託した事実は、当局保管の記録上では認められない。従つて、右金円を日本政府が供託した事実もない。

② 旧朝連所属財産 預貯金 [REDACTED]
現金 [REDACTED]、計 [REDACTED] は国庫に帰属した。

③ 上記のほか解散団体に指定された旧在日本朝鮮民主青年同盟の所属財産
預貯金 [REDACTED]、現金 [REDACTED]、
計 [REDACTED] も国庫に帰属した。

2. 在日朝鮮人に対する生活保護費支出状況

30 年 9 月

31 年 9 月

32 年 6 月



33年3月

34年9月

35年9月

36年6月

(参考資料)

朝連の接収財産について(30年7月法務研究「在日朝鮮人処遇の推移と現状」より)

(1) 朝連(在日朝鮮人連盟)は、昭和20年10月15日に結成された。それは最初は、全在日朝鮮民族の組織を企図したが、日本共産黨系の朝鮮人がヘゲモニーをとつて、かつての対日協力者一掃に力を注ぎ、左翼の発言が圧倒的となつた。各地で朝鮮人は朝連の組織の下に要求貫徹に動くことが多かつた。朝連に対抗する組織として、20年11月16日に朝鮮建國促進青年同盟が生まれ、また21年2月15日に新朝鮮建設同盟が生まれた。(後者は、同年10月に在日朝鮮居留民団に改組、23年9月に在日大韓民国居留民団と改称した。)

朝連は全国的組織をもち(22年1月に支部数621、分会数1710、班組織2430)、在日朝鮮民主青年同盟、在日朝鮮民主女性同盟、在日朝鮮学生同盟その他を傘下におき、子弟を教育する学校を指導し、また、生活協同組合や各種別組合により、資材獲得、金融、税金闘争に動き、資金網はこれらにより確立されていた。

しかし、日本共産黨と直結し、北鮮絶対支持派に動かされてたえず非合法的組織活動を取り、首相官邸デモ事件(21年

12月20日)、大阪事件(23年4月23日)、神戸事件(同24日)等の治安上大事件を起し、また一方右翼の民団との抗争も激しく、ついに24年9月8日に団体等規制令により、朝連、民青は解散の指定を受け、その幹部の追放、財産等の接收命令が発せられた。当時朝連の構成員は、当局に36万余と推定されていた。

朝連解散後、組織はそのまま解放救済会、女性同盟、学生同盟等にひきつがれた。

(2) 朝連接收財産の処分

朝連の解散に伴ない、接收された財産(建物、土地、備品、什器、自動車、預貯金、電話等)については、昭和23年政令238号(解散団体の財産管理及び処分等に関する政令)により、その接收及び管理は法務府民事局長が行ない、処分は解散団体財産売却理事会により行なわれた。その国庫帰属財産の接收については警察権の行使される場合も多かったが、27年には数件を残してほとんど終了した。

解散団体財産収入金特別会計は、28年3月法28号「解散団体財産収入金特別会計法を廃止する法律」により、同年4月1日から一般会計に帰属することとなった。

朝連財産の売却収入金の使途については、24年11月10日

閣議諮解事項として朝鮮人の福利厚生にあてることを定め、26年1月善良な在日朝鮮人の福祉厚生のため相当額の支出を決定し早急に実施する旨の大橋法務総裁談が発表されたが、現在に至るまで具体化されていない。

なお、韓国側は当時、「朝連の財産は帰国朝鮮人の財産を保管したもので朝連のものではなく、正当な所有者に返還または韓国人の福利に使いたいので、韓国側に返すべきだ」という主張を繰返していた。

(6) 日本法人に対する請求（具体的には民間生命保険会社への請求）

1. 韓国側主張

終戦時まで加入していた韓国人の生命保険関係債権の清算を請求する。

具体的には加入者の責任準備金の返還を請求する。

○当時は半強制的に加入させられあいたのであり、実際問題として国交回復後の解決は難しいであろうから、政府対政府の問題として、この際請求する。

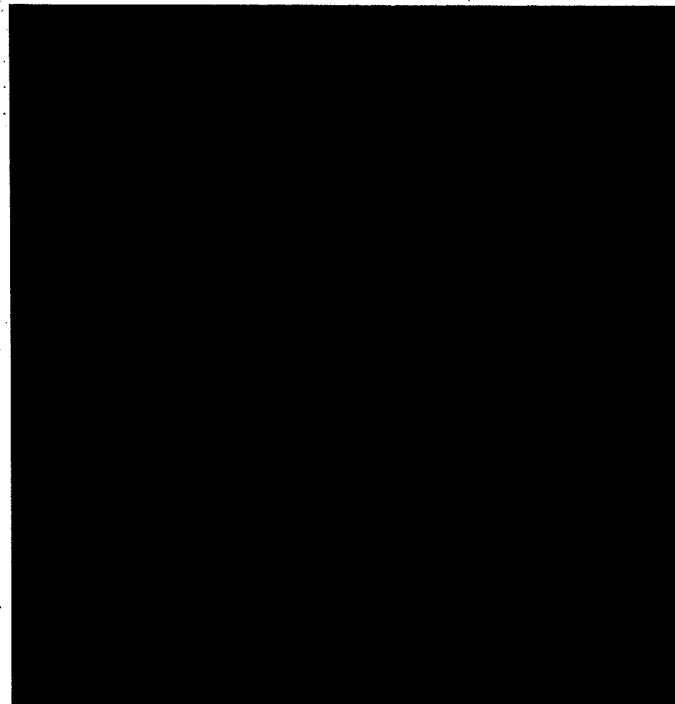
2. 韓国側主張額 438 百万円

（関係日本会社は 19 社）

3. 日本側見解



4. 日本側調査額



(参考資料)

1 朝鮮契約責任準備金の状況

(1) 昭和21年8月10日(指定時)現在における朝鮮で締結された生命保険契約 件、契約金額 に対する される。

これは、戦前朝鮮において生命保険契約の募集に従事していた日本生命以下17会社よりの報告を集計したもので、上記契約中には在鮮日本人分も含んでいる。

(その後の26年3月31日現在の勘定によれば、件数 件、契約金額 、責任準備金 となつている。

(2) 指定時現在の責任準備金額が減少している理由は、日本人(稀に在日朝鮮人のケースが考えられる)からの解約申し出により解約返戻金が支払われたこと、及び契約者の終戦後も有効な契約として存続しているものについて支払った保険金の一部(在鮮契約の払込分に対応する部分)が準備金から支払われたことによるものである。

○ 朝鮮生命保険契約関係計数(在鮮日本人分を含む)

(金額単位:千円)

会社名	21年8月10日(指定時)現在			26年3月31日現在		
	件数	金額	責任準備	件数	金額	責任準備
日本						
第一						
明治						
朝日						
千代田						
富国						
国民						
(住友)						
東京						
光						
(安田)						
中央						
(三井)						
平和						
大同						
第百						
大和						
日新						
太陽						
大正						
計						

(3) 本来の取扱いからすれば、在鮮朝鮮人の契約については終戦後保険料が引続いて支払われなかつたので、契約は約款の規定により失効して清算が行なわれることとなるが、その清算による払戻金も短期の消滅時効（2年）にかかつてしまつていゝと考へられる。しかし事情が特殊であるので、約款による失効処理は行なわず、一応衡上げの形で留保契約として取扱い、責任準備金についてもそのまま留保してあるわけである。

たゞし、朝鮮人契約者との間に契約を継続させることは適当でないから、

責任準備金は保険理論上の原理から設けられてゐる特殊な制度（将来の保険金支払に備えて）で、契約者個人に対する直接の債務であるというわけにはいかない、と説明されている。

(4) 日本人契約者の取扱い

終戦後契約者からの申し出があつたものは、引続き契約

関係が継続され、保険金等の支払いについても支障なく行なわれている。

ただし保険金額1万円以上の部分（1万円以上の契約は全体の1割以下）については、金融機関経理応急措置法施行令（21年勅令390号）第2条の規定により旧勘定に属するものとして切捨てられたが、その後調整勘定の利益より返還されることとなり、32年1月より返還措置がとられ、現在までに大部分完了している。

（注） 外地契約についての保険会社の取扱いは、責任準備金を本店で一括計上し資金の運用についてもこれを本店で統一して行なつていた関係上、外地契約を在外勘定とみないで内地契約と同様に扱つていた。（銀行の外地預金の処理とは異なる。）

2. 生命保険会社に対する韓国人契約者の請求に係る問題点

（37年3月銀行局保険1課調）

(1) 韓国人契約に伴ふ問題点

(1) 敵人間の生命保険契約と異なり、韓国契約は旧同胞である韓国人を日本の生命保険会社との間に結ばれた契約

であり、今次戦争により契約の諸条件を履行することができなくなつたものである。

「このような場合における外国の例は第一次大戦における旧ドイツ領アルサス・ローレン地方に関してみられるが、アルサス・ローレン地方についてのヴェルサイユ条約の例をみれば、アルサス・ローレン人（自然人又は法人）またはアルサス・ローレン居住者とドイツ帝國又はその国民にしてドイツ國に居住する者との間に締結せられたる一切の契約は、休戦条約又はその後のフランス国法令により履行せられたるものといえども、その効力を持続すべし」とせられ、休戦条約により割譲されたアルサス・ローレン地方の居住者が旧同胞にしてドイツに居住している者との間に結んだ契約（生命保険契約を含む）は、原則として解除せられないこととしたのである。たゞフランス政府が一般的利益のために取消することができる場合があるとしており、一般の場合は契約を解除せしめ、例外の場合には契約を存続せしめたのであるが、アルサス・ローレンの場合は逆に存続を原則とし、解除を例外としたのである。

物品の売買のごとく、一回限りの給付を目的とする契約

はこれを失効、解除せしめるのが、適當であるが、生命保険契約は長期契約であるので、簡単には解決できない。フランス法においては第一次大戦の始まるまでは戦争それのみでは解除又は無効の原因とはせられなかつたのである。この原則は、契約が私的意思表示の合致により成立する法的行為である以上、国家对国家の如何により左右されないことにもとづくのである。

ヴェルサイユ条約においては生命保険契約は原則として戦争の影響を受けないとし、その例外として連合國はその国民とドイツ保險会社との間のすべての生命保険契約を解除することができると規定し、ベルギーは1920年4月にこの権利を行使している。

(四) 終戦に伴う韓国と日本の交渉断絶は契約条件の自主的継続を不可能ならしめたのであり、その結果約款上においては契約は失効し、返戻金はすでに時効が完成しているわけであるが、

(2) [redacted] に当つての具体的な問題点

(1) [redacted]

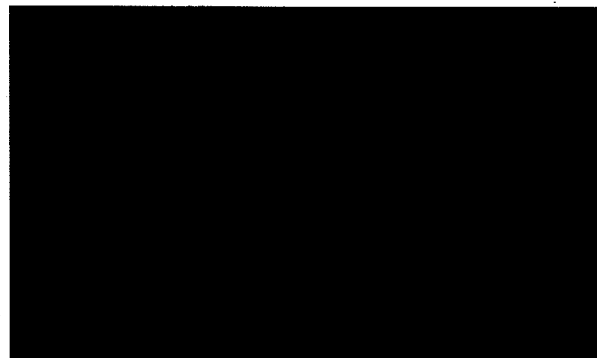
- ① わが国の生命保険会社で戦前韓国において生命保険契約の募集に従事した会社は、日本生命外 17 社に上つてゐるが、これらの会社の韓国における契約高は、昭和 21 年 8 月 10 日現在において総件数 [redacted] 件、保険金額 [redacted]、責任準備金 [redacted] (いずれも在鮮日本人契約分を含む。) と推定される。

契約高が推定の域を出ないのは一部の会社において戦災による契約者カードの焼失があつたこと、韓国における保険業務は終戦後直ちに韓国の中央自治会(任意民衆団体)に接収され日本人業者の引揚げに際しては一切の書類の携行は禁止され現地に残したまゝとなつてゐること、新契約及び収入保険料等の明細書は昭和 20 年 6 月頃より通信が不自由で的確に把握し得なかつたことなどの理由によるものである。

- ② 終戦後契約者からの申し出があつたもの(主として日本人契約)は引き続き契約関係が継続され、保険金等の支払いについても支障なく行なわれた等の関係もあつて、最近の調査(36.3.31)によると昭和 20 年以前に韓国においてなされた韓国人契約は次表に見られるごとくであり、上記(1)に記載の責任準備金は若干減少しているものと推定される。

	件 数	金 額	責任準備金
(イ) 昭和20年以前に韓国において なされた韓国人契約			
(ロ) 内地において契約し、その後契約 をそのままにした韓国人契約			
(ハ) (イ)(ロ)の区分困難のもの			
計 (イ) + (ロ) + (ハ)			

(四) 返戻金



(注) ヴェルサイユ条約中の関係規定

- 1 契約が戦時中保険料不払のため消滅し又は契約条件違反のため失効したる場合においては、被保険者その代理人又は権利者は、本条約の実施後12月以内に於て

何時にても保険者に対し契約の消滅又は失効の日における保険証券の解約価格を請求することを得。

2. 戦時措置の施行に依り保険料の支払を禁止せられたるため保険料の不払を生じ戦時中契約の消滅したる場合においては、被保険者を其の代理人又は権利者は本条約実施後3年以内に保険料に年5分の利息を附したる金額を支払いて契約を復活せしむる権利を有す。



また返戻金の事務を韓国政府に委託した形になり、直接契約者に返つたかどうかの判断もつきかねるし、さらに金が残つた場合その返済方を韓国政府に申込むのも困難と考えられるので、適当ではない。将来に問題を残さない意味からも、契約者の申し出による方法を採用するのが適当である。

(注) 戦時中韓国人についてはすべて日本人と平等の取扱をしており、韓国人に対する戸籍法が布かれてからは姓名も日本人と同様となつたため、在韓国契約の中から韓国人契約のみを分離することは至難である。

(別 紙)

○ 生命保険に関するアメリカ大審院の判決

この判決によると原告(被上告人)はミシシッピ州在住のアメリカ人で、被告(上告人)はニューヨーク市の保険会社である。両者の間に1851年生命保険契約が締結された。

保険約款によれば、原告は毎年保険料を支払い、被告は原告が死亡したときには保険金を支払わなければならない。もつとも、原告(被保険者)が保険料支払期日までに保険料を支払わなかつたときは、被告(保険会社)は保険金支払いの責に任じないという約束であつた。その後原告は、保険料を毎年確実に支払つていた

が、内乱戦争が勃発し、原告と被告とはたがいに敵人となつた。取引禁止の結果、1861年12月8日に支払期限の到来した保険料から支払うことができなかった。原告は、1862年7月に死亡したこれによつて、上告人に保険金の支払いが求められたのである。

この事件において、アメリカ大審院は次のように判示した。

- ① 年掛保険料の払込み及び不払いのときの失効を条件とした生命保険証券は、火災保険のような年極保険ではないが、保険料は年掛でその全体は生命保険に対する約因である。この条件は、それが履行せられなかつたときに保険証券を失効せしめるところの条件である。
- ② このような保険証券において、払込期日は保険契約の要素であつて、払込みの懈怠は衡平に救済することのできない絶對的失効を意味する。

(3) 日本内地で締結された朝鮮人の契約 (36年6月銀行局保険1課調)

日本内地において契約し、その後中途解約をなさずに帰国した朝鮮人の契約については、当該国よりの保険料の送金について日本向け送金が可能となるまで、約款の規定による失効処理をなさず取扱いをとっている。

ただし、上記契約で失効処理を受けざるためには、帰国に際し帰国の旨ならびに保険証券番号、保険金額、契約者名及び被保険者名を当該契約先保険会社に申告する建前となつてゐるが、現実にはそれらの申告は非常に少なく、帰国の際に約款の定むるところにより中途解約をなし、解約返戻金を持帰っているものが多いものと考えられる。現在、朝鮮人の在日契約について、帰国者、未帰国者の区分、及び帰国者でも南北朝鮮人の区分は事実上困難である。

3. 朝鮮人契約生命保険関係係数 (36年6月銀行局保険1課調)
 ○ 朝鮮人契約についての資料 (昭和36.3.31現在南鮮、北鮮とも)

(単位 千円)

会社名	(1) 昭和20年以前に朝鮮に在りてなされた朝鮮人契約		(2) 内地において契約し、その後内地に在りてなされた朝鮮人契約		計	(1) + (2)	備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
本 寿 和 邦 田 陽 正 一 阿 百 和 田 国 日 栄 治 井 友							(1) (2) の区分困難 指定時現在の清波 若くありと考へられる。
日 日 千 東 千 太 大 繁 大 繁 大 安 富 朝 陽 明 三 住							(1) (2) の区分困難 支払備金 1771 件 162 千円あり。
							特約者金は其分算出した入所が 435 件 468 千円 半日及在在備 金 468 千円
							(1) (2) の区分困難

(注) 新勘定の記載数 (1) の契約は、昭和21年夏朝鮮 177 件により失効処理されてないものをいう。
 カッコ内は 14 社合計 日本国は、東京生命は朝鮮人契約なし。平和、安田、協栄、住友生命は調査中。

要綱 6 韓国人の日本政府又は日本人に対する権利行使に関する原則

1 韓国側主張

- (1) 要綱 1 ないし 5. に包含されなかつた韓国人（自然人及び法人）の日本政府又は日本人（自然人及び法人）に対する権利は、日韓会談終了後といえども、個別的に裁判等によつて行使することができることを認定して欲しい。
- (2) なお、この場合国交正常化までは時効は進行しないものとして欲しい。

2 日本側見解



(参考資料)

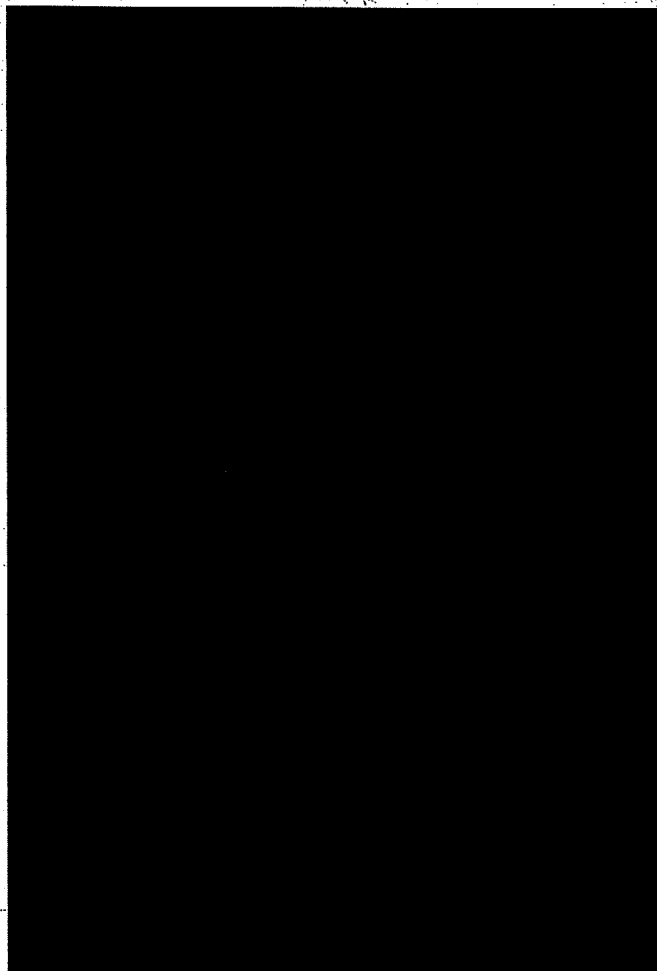
1 要綱6に関する問題点(37年2月 外務省条約局法規課)

(一) 韓国側提案内容次の通り。

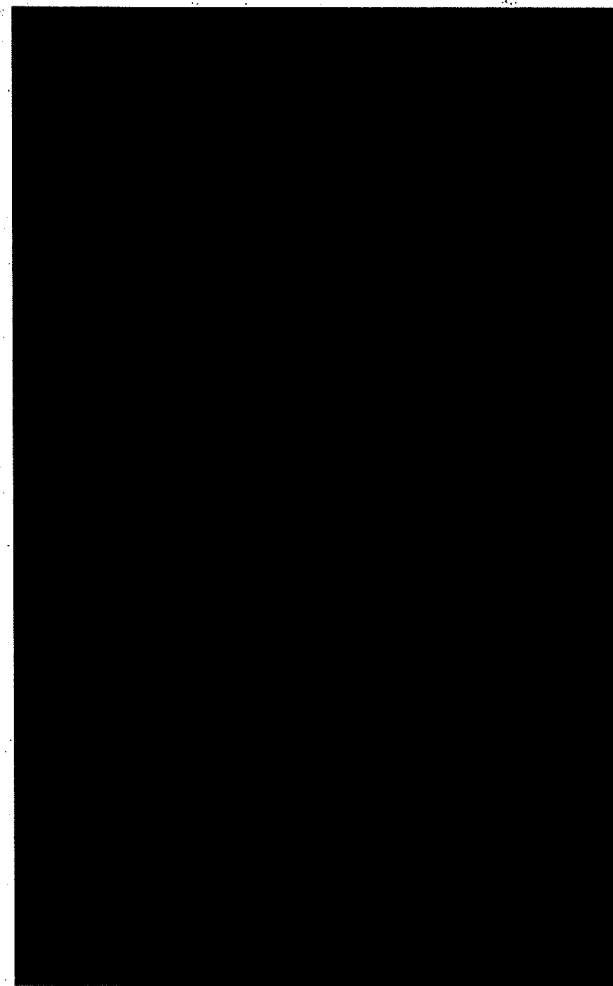
題目 韓国人(自然人及び法人)の日本政府または日本人(自然人及び法人)に対する権利の行使に関する原則。

内容 韓国人(自然人及び法人)の日本政府または日本人(自然人及び法人)に対する権利であつて、要綱才1項ないし才5項に包含されないものは、韓日会談成立後といえども、個別的に行使することができることを認定すること。

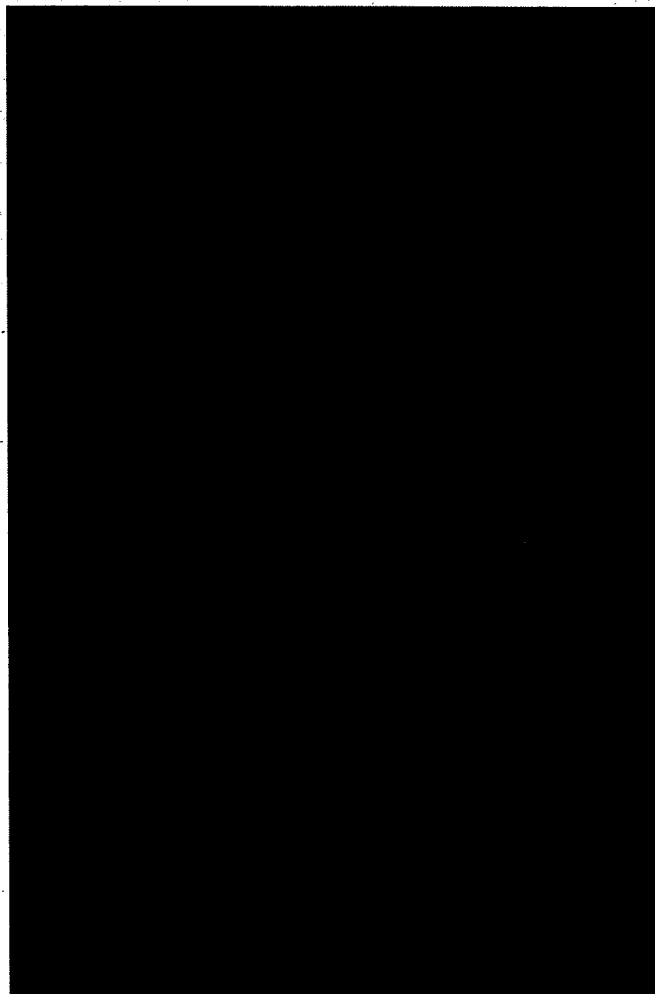
この場合には、国交が正常化されるときまで時効は進行しないものとする。



-296-



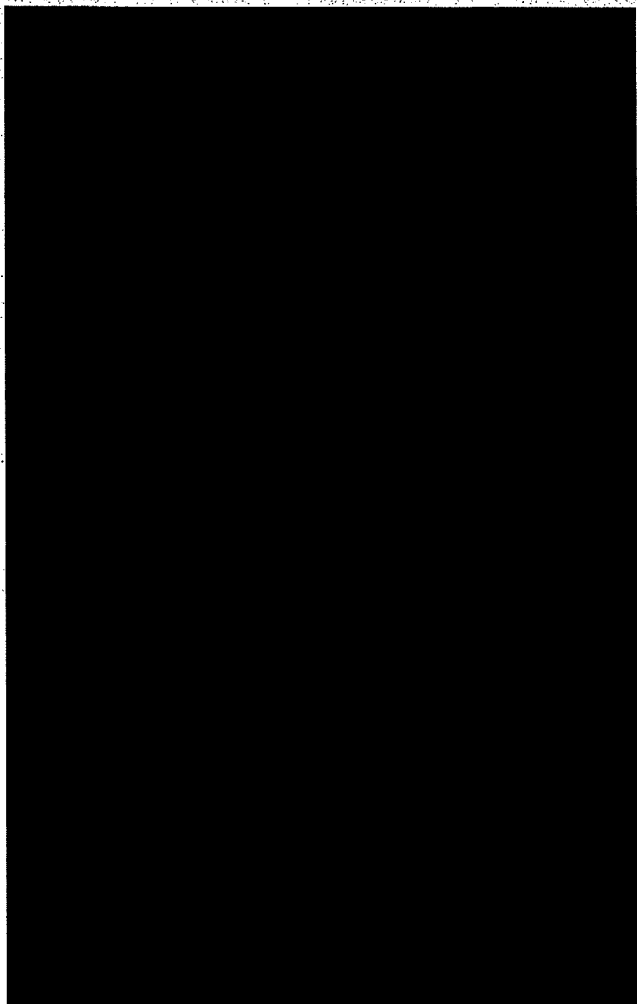
-297-



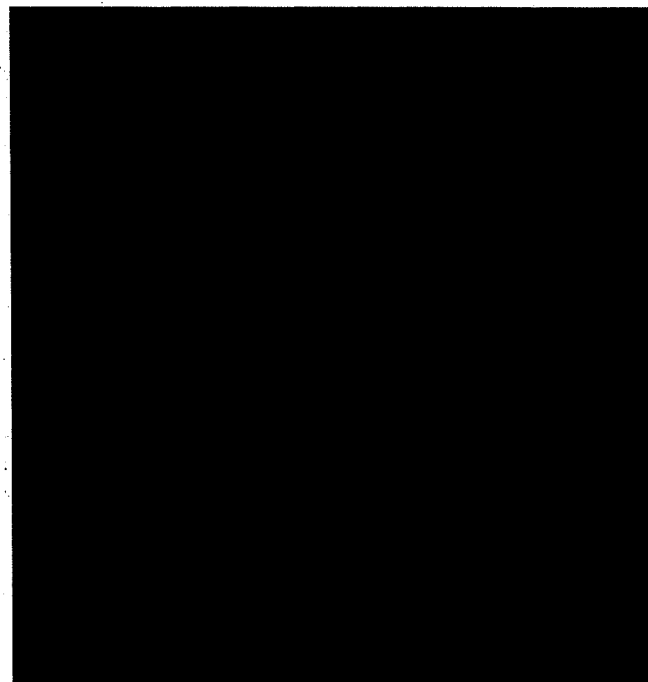
-298-



-299-



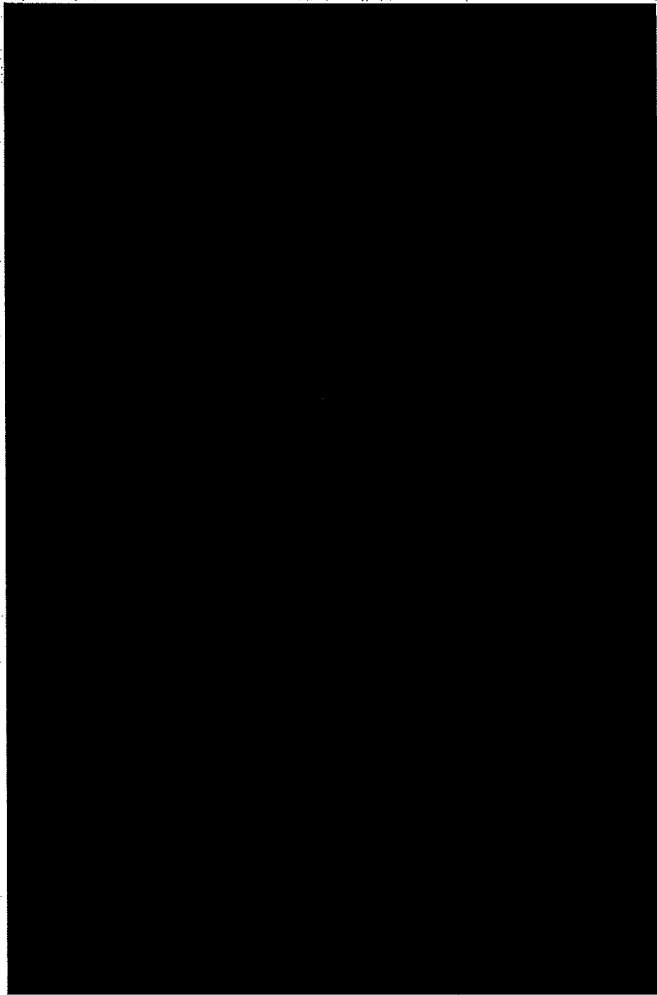
-300-



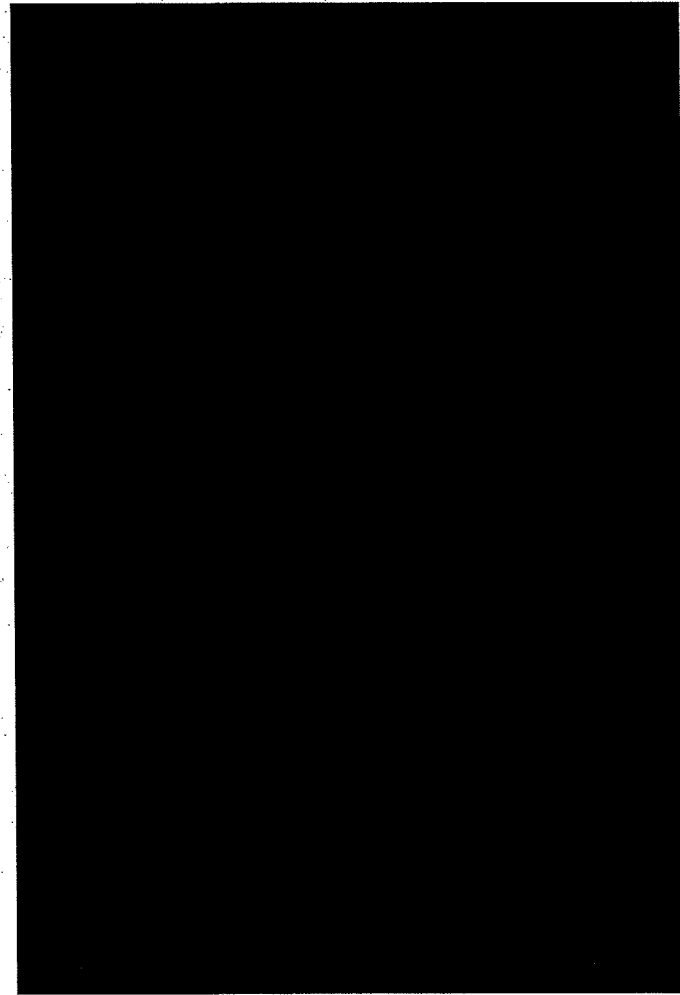
2. 要綱6に対する方針案



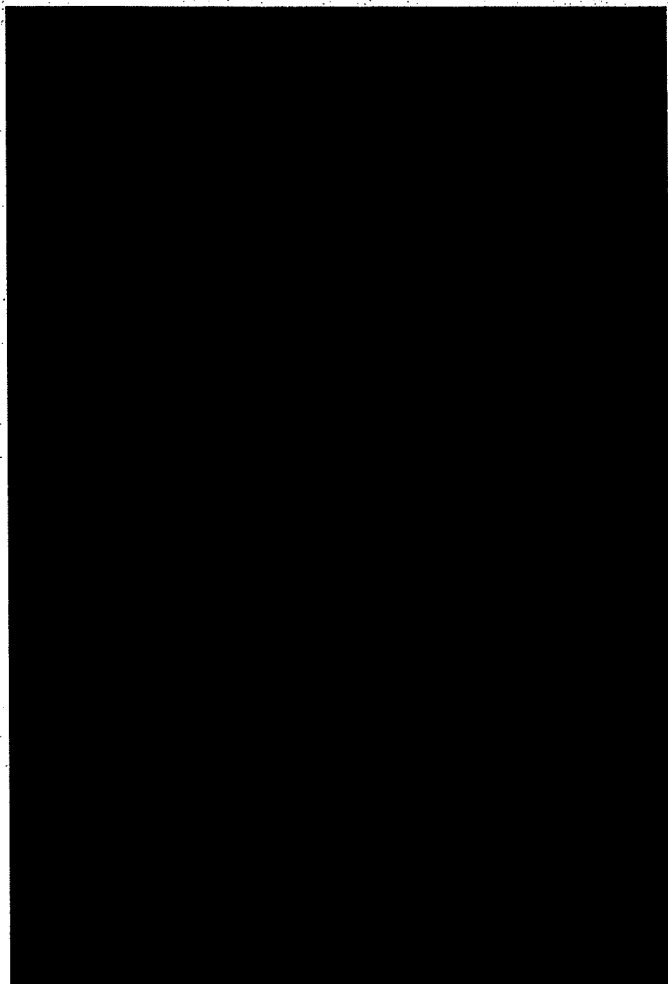
-301-



-302-



-303-



-304-



-305-

(付) 韓国側請求に関連する各種の権利関係の検討

以下、要綱6に関連して、韓国側が要綱1～5で具体的に請求しなかつた各種の権利について、従来韓国側からの請求を想定して準備した資料を参考のため掲げることとする。なお、請求権問題の解決に伴う国内善後処理の関係においては、これらの権利についても検討することが必要となろう。

1. 銀行預金関係

(備考) 才2次会談における韓国側Aid-Memoの請求のうちの関係項目

○ 日本側在韓支店銀行の預金並びに為替組戻しその他雑費代金

○ 日本内銀行に対する個人預金

○ 日本内銀行の発行せる送金為替にして受取らざる分

(1) 終戦時の在鮮預金額

適確な資料は見当たらないが、次のような関係資料がある。

① 大蔵省管理局調(昭和23年)の数字

		預金総額	内地人 現金推定額	総額に対する割合
内地本店銀行在鮮支店分	帝安	銀田		
	三小	和計		
	東	拓		
		計		
在鮮本店銀行分	鮮殖	銀銀		
	朝鮮貯蓄			
	朝鮮信託			
	朝鮮無尽			
	朝鮮商業			
		計		
		合計		

(注) 1 帝銀、安田、三和支分については、その本店よりの報告による(昭20年12月8日現在)。

2 東拓支店及び在鮮本店分については、朝鮮銀行統計月報による昭20年6月末の数字である。

(参考) 銀行の貸出額について

	貸出総額	内現地に 対する推定 貸出高	総額に 対する割合	(現地人) 預金-貸出
内地本店銀行在鮮支店分				
帝 銀				
安 田				
三 和				
東 拓				
計				
在 鮮 本 店 銀 行 分				
鮮 銀				
殖 銀				
朝鮮貯蓄				
朝鮮信託				
朝鮮無尽				
朝鮮商業				
計				
合 計				

○内地本店銀行の分については、現地人に対する貸出金額
は預金額を相当上まわっている。

② 引揚者団体の資料(「在鮮日 本人個人財産調 説明

補足」より)(昭和20年7月末現在)

	預金総額 (A)	内 個 人 預 金 (B)	内現地に 分推定 (C)	総額に 対する 割合	
				(C) (B)	(C) (A)
内地本店銀行在鮮支店分					
帝 銀					
安 田					
三和 和					
(小計)					
東 拓					
計					
在 鮮 本 店 銀 行 分					
鮮 銀					
殖 銀					
朝鮮貯蓄					
朝鮮信託					
朝鮮無尽					
朝鮮商業					
(小計)					
朝 興					
金融組合					
郵便貯金					
(20.8末)					
合 計					

(注) 上記資料によれば、

1 預金金総額 [] のうち

法 人

個 人

(内) 日本人

朝鮮人

となつている。

2 日本人個人預貯金を地区別に分けてみると、次の通り。

総 額

(南 鮮 地 区) 65%

(北 鮮) 35%

⑤ 銀行局調(昭和28年)の数字

○在鮮支店にかかる負債の状況

	帝 銀	安 田	三 和
京 城	[]		
釜 山			
平 壤			
計			

※ 預金のほか、未払金小切手を含む。

(注) 南鮮所在支店については、20年12月8日米軍政庁の命により朝鮮儲銀行に引継がれ(三和京城支店→殖銀に、帝銀京城支店→商銀に、安田京城支店→朝興に)、両銀行責任者間に資産、債務につき明細書を作成して完全に引継ぎを了した。預金、未払送金小切手等に対する債務は、現金、貸出等の資産とともに承継銀行に包括的に帰属しているの、見合資産はまったく内地に回金されていない。

(2) その後の国内処理(外地預金の払戻状況)

(イ) 当初の処理

戦後の金融機関再建整備においては、外地所在地店に係る資産及び負債は整備法の適用を受けないこととされ、なんらの国内的処理もなされず未解決のまま残されたので、この結果外地預金(送金も含め)の払い戻しは認められなかつた。

(ロ) 昭29年の再建整備法等改正

かかる放置の状態は、関係金融機関、また殊に引揚者にとり好ましくなかつたので、昭和29年、在外財

座問題調査会の答申の趣旨に沿って再建整備法等の改正が行われ、他方為替管理面の制約をはずして、外貨預金の払い戻しが認められることとなつた。

(注) 閉鎖機関、在外会社関係の金融機関の在外預送金については、下記のような手続によらず、その国内財産から支払うこととされ、送金為替の優先支払の規定もない。

(a) 在外勘定の設定

在外店舗に係る債務は換算手続を経て国内的債権債務とし、かつ在外資産負債処理勘定に計上して他の勘定との混同を防止することとされた。

(注) ただし、本邦外に住所を有する者に係る資産負債は対象外とされた。

在外勘定への計上経理については、債権者が債権者たることを証する物件を添えて金融機関に申し出た場合に、金融機関はその申出が正当であるときに債務として確認する。

(b) 債権者への支払

- ① 未払送金為替について1件5万円まで優先支払を行なう。

- ② 次にこれ以外の債務(未払送金の5万円超の部分を含む)を支払う。

(c) 調整勘定からの繰入れ

在外勘定に支払資金が不足する場合、調整勘定から不足資金を融通する形をとつた。

(注) 金融機関再建整備の際、調整勘定を設けて旧勘定に属した資産負債から生じた損益をこの勘定で経理して、その益金を先に損失負担して債権者等に分配し、旧勘定の最終処理後の事後調整を行なうこととした。

(d) 在外勘定の閉鎖

在外勘定は、

- ① 在外勘定に計上された負債の支払を全部完了したとき。
- ② 在外勘定に計上された負債の支払の完了の見込みはないが、在外資産がそれ以上計上し得ないことが確定した場合には閉鎖されることとされた。

しかし、債権者の申出をまつていたのでは、いつまでも在外勘定の閉鎖ができないので、下記(ハ)の特別措置をとつた上で在外勘定を閉鎖することとした。

(c) 残りの預金についての処理

残りの預金債務については各行の代表者名義（事務管理としての立場）で一括して別段預金となっており、本人が通帳を持参してくれば、この預金をとりくずして支払うことになっている。

(3) 在外預金支払状況

	件数	支払金額	備 考
内地本店銀行	富士		36年3月31日までの元本支払分
	才一		36年3月31日までの支払分
	三和		
	計		
在 鮮 本 店 銀 行	鮮 銀		36年3月31日現在
	殖 銀		清算結了33年 9月 3日
	朝鮮貯蓄		整理結了34年 6月17日
	朝鮮信託		清算結了34年 7月18日
	朝鮮無尽		整理結了34年12月26日
	朝鮮商業		◇ ◇ 35年1 月27日
	朝 興		◇ ◇ 35年 6月21日
	金融組合		現在整理 中
	計		
合 計			

出 1 内地本店銀行は在鮮支店分のみを計上した在鮮本店銀行分は、朝鮮以外の在外預金を含む。

2 換算率

外地預金の支払いについてはつぎのような換算率が適用された。

(店舗所在 (表示通貨) 換算率 (本邦通貨)
(地 域) (単 位 名) (1円に対し)

朝 鮮 円

関東州 円

奉 北 (連銀券)

華 中 (儲備券)

3 利息等については

(イ) 内地本店銀行は、当該元本金額に、利息約定ある預金は最終金利計算の日の翌日から29年5月14日までの約定利息を、また利息約定の有無を問わず、すべての預金について29年6月1日から支払日まで日歩 〃 の割で利息を附した。

(ロ) 閉鎖機関以外の外地預金債務については、特殊整理人が当該在外会社の株主の同意を得て債務元本の 〃 と加算金として支払った。

(4) 韓国人の内地銀行預金

旧資料(29年1月5日外債課作成の「例示的処理要領に
基く日韓両国食担額調」)によれば、国内金融機関からの報
告にもとづく昭和28年8月末の数字であるとして、
という金額が示されている。

この預金は為替管理人その他の預金勘定と区分して経理さ
れており、円預金である。(本件には現行為替管理上の許可
条件により当該預金となつたものが含まれていると考えられ
るから、すべてが日韓分離に伴う本来の財産及び請求権で
はない。)

(註) 36年当時銀行課を通じて銀行にたずねたところ、現在
ではこの種の調査は困難のようである。

(5) 韓国人預金の処理方針(36年5月銀行局銀行課調を基礎)

(イ) 韓国人の内地預金については、金融機関において時効を
援用しないこととしているので、今後においても適法な預
金債権の申し出があれば支払いについて問題はない。しか
し、在韓居住者の預金については、払出手続、為替管理法
上若干問題がある。

(ロ) 日本本店銀行の在韓支店の韓国人預金については、20
年12月8日にこれらの支店の一切の財産が韓国系銀行に

承継されており、韓国人預金もそのまま引継がれているは
ずである。従つて、これらの預金については韓国の国内
問題として処理すべきものであり、Relevant Clause
の考え方を極力主張すべきである。

2. 損害保険関係

(備考) 才2次会談における韓国側Aid-Memoの請求のうち
の関係項目

- 13 損害保険会社の未払保険金 7305,468円33
- 同13会社に対する朝鮮火災海上保険会社の再保険回収金
10030690円83

(1) 損害保険会社の対朝鮮債権債務の状況

保険2課が36年当時関係会社からの報告をまとめたところによると、国内損保14社(注)中、該当事項を提出したのは次の各社である。

(注) 損保14社は、東京海上、安田、大阪住友、同和、大正、日本、日産、千代田、日新、興亜、共栄、日動、富士、東亜である。

- ① 東亜火災の朝鮮火災に対する債権 []
未収再保険料 [] 未収再保険金 []
- ② 東京海上の朝鮮火災に対する債権 []
未収再保険料 [] 未収再保険金 []
未収再保険料 [] 未払再保険金 []

○(b)小計(①+②) []

- ③ 東京海上の京城支店貸付 []

(未収保険料 [] 仮受金 [])

○(b)再計(債権)(①+③) []

- ④ 安田火災の朝鮮火災に対する債務 []

(未払保険料 [] 未払保険金 [])

- ⑤ 千代田火災の未払保険金(内訳不明) []

○(c)計(債務)(④+⑤) []

○(d)債務超過(b-c) []

(備考) 朝鮮火災海上は在外会社として在外会社令により整理された。

○24,12.5指定、34.4.6整理完結となつているが、
国内財産は資産負債ともに992千円で残余財産ゼロであつた。

(2) 損害保険会社(朝鮮関係)渉外資産及負債調

(銀行局保険才二課) (26年6月30日現在)

① 資産

現金及び預金

振替貯金

金銭信託

有価証券

不動産及び動産

供 託 金

仮 払 金

そ の 他

合 計 (A)

② 負債

仮 受 金

其 の 他

合 計 (B)

③ 再保険関係

債 権

債 務

相殺残額 (C)

④ (A) - (B) + (C)

① 関係損害保険会社(14社)の合計額を示す。

2 朝鮮総督府所管で行なわれた戦争保険関係(出先支店の取扱の問題)が予測されるが、内容は不明。

(3) 問題点

(イ) 計数面では最近の調と26年当時の調に食いちがいがあり、何れを合理的な数字として採るべきか検討中。

(ロ) しかし、日本側調査ではいずれにしても日本側の債務超

過になることはありえないと思われる。韓国側は債権債務の尻でなく韓国側の債権となるもののみ請求していると考えられるが、かかる考え方自体が不合理といえよう。

3. 株式関係

(備考)

① 第6次会談で韓国側は、要綱6の内容を前記本文のごとく改めたが、第5次会談までの要綱は次の通りとなっていた。

○韓国法人または韓国自然人所有の日本法人の株式またはその他証券を法的に認定することを請求する。

本項の内容は1945年8月9日現在韓国法人または自然人が所有していた日本法人の株式または証券は今後も引続き有効なものと法的に認定するようにせよということである。

② 韓国側の具体的説明がなされる機会がなかつたので、詳細は不明であるが、第1次会談当時の概略的説明によると、これはとくに、日本の国内措置で閉鎖機関、再建会社関係の旧証券が無効とされた場合において、旧証券を現に保有する韓国人の地位の保証を求めることに主眼があるということであった。

③ 閉鎖機関、在外会社所有の記名有価証券については、要綱5(1)有価証券、参考資料3、4を参照のこと。

(1) 韓国関係戦前株式の取扱いについて

(イ) 主要会社の例 (36年12月 理財局経済課調)

	東京電力	日本製鉄(注)	東芝
(1) 韓国在住分			
(イ) 韓国人			
(ロ) 日本人			
	韓国在住者に対する郵便物は、その宛名が戦前の地名になっているため、現在郵便局で受付を停止しており、従つて(イ) 配当については、5年間未払金として整理し、その後は会社の純収入に受け入れられる (ロ) 増資については、増資通知も発送できないまま新株引受権は失権するという状況になっている。	大体左と同様である。ただし、八幡等の設立に際し、その株式の有償譲渡を受ける権利は消滅したが、旧日鉄株主として引続きその残余財産分配請求権は残っている。 (注)旧日鉄は、昭和25年、八幡、富士、日鉄汽船及び播磨耐火煉瓦の4社に分割した。具体的には、日鉄が現物出資によりこれら4社を設立その株式を取得し、後これを日鉄株主に有償譲渡のうえ解散、目下清算中である。	旧東電と同様である。ただし、配当については除斥期間を3年としている。
(2) 日本在住分			
(イ) 韓国人	日本人と同様の取扱で、特に問題なし	同左	同左
(ロ) 日本人	原株券を朝鮮に残置したまま、引揚げ、國は再交付をうけた者も考えられる。 (イ) 数不明(韓国在住日本人の2〜3倍程度か) (ロ) 朝鮮に残置した株券を米	同左 (イ) 数不明 (ロ) 同左	同左 (イ) 数不明 (ロ) 東電の場合

軍が接収し、韓国側に引渡し、日韓会談の結果再び有効化せざるを得ないようなことになると、二重発行となる危険性がある。	(再発行をうけたとすると、昭和20年から25年までの間である。	合に同じ
---	---------------------------------	------

(四) 韓国人所有株式についての問題点

終戦後権利の行使が不能の状態にあつたわけであるが、配当金、増資の権利をどうみるか(申出期間との関係)の問題がある。(とくに、連合国財産返還の場合の措置と同様にせよ、と請求されたら、どうするか。)

これについては、韓国人は連合国人でないから、連合国財産返還の場合のごとき特別措置を認めることはできないとして突張ね、所在不明の日本人株主の場合と同等以上の扱いはできないと主張すべきであろう。

(注) なお、これまで各社とも、連絡不明の株主についても

株主総会招集、配当金支払の通知等を商法の規定通り行なつてきたが、郵送しても戻つてきている状態で、その処理に困つていた。37年の商法改正で、この点の救済措置がとられることになつた(第224条ノ2)ので、在韓株主にもこの取扱いがなされるものと思われる。

(参 考) 連合国財産(株式)の回復について

① 戦時中の敵産管理法による処理

太平洋戦争開始に伴い、敵国人(連合国)の所有する株式は、敵産管理人の管理するところとなり、敵国人への配当支払や株式名義書換を停止し、果実はこれを積立ててSPA(特殊財産管理勘定)に入れていた。さらに昭17年、配当支払をやめて株式を売却して差支えないことになり、これにより株式を売却、代金をSPAに入れていた。

(関係法令)

○昭和16年12月22日 敵産管理法、同施行令、同施行規則

○昭和17年 3月 5日 特殊財産管理勘定ニ関スル件
終戦後、SPA勘定は総司令部により連合国人の自由引出を命ぜられた。

② 連合国人株式の回復

昭和24年、「連合国財産たる株式の回復に関する政令」の施行により、連合国人の株式回復の措置がとられた。回復のため、株式を市場から買い集めあるいは会社に特別増資をさせて政府が払込む等の方法により、従前の持株率にまで戻した。

③ 補償に関する措置

しかし、従前と同じ率まで戻しても会社は戦災その他により内容が悪くなっているので、持出禁止により処分できなかった連合国人は損失を受けているという理由で、連合国人株式に関し補償が行なわれた。(連合国財産補償法(昭和26年1月26日)第11条参照)

次の算式により算出した額が損害額として補償された。

$$r \times \{ A + B - (a + b + c) \}$$

A: 開戦時において当該会社が本邦内に有していた財産について生じた損害

B: 株式返還前に行なわれた残余財産分配額

a: 企業法にもとづく債務の切捨てによる確定損の補填のうち、開戦時の債務

b: 戦争損害補填のための減資の場合、連合国人以外の株主の払込による補填額

c: 会社が開戦時に有していなかった財産で補償時時価が取得価格を超えるものの超過額

r: 開戦時の連合国人の持分割合

(2) 日本人引揚者の株式について

(i) 終戦後、占領軍指令による対外金融取引の禁止措置により、

外地に遺留した株式その他の有価証券の除根判決を求めて新証券の発行を受けることは、この禁止措置の趣旨に反するものとして、これを行なうことができなかった。

(関係法規)

○1945年9月23日付 SCAP MEMO

① 金、銀、証券及び金融証券の輸出入統制に関する件 (AG 91.3)

② 金融取引の統制に関する件 (AG 130)

○昭和20年10月15日勅令第578号「金、銀又は白金の地金又は合金の輸入制限禁止に関する件」

○昭和20年10月15日大蔵省令第88号「金、銀、有価証券等に関出入に関する金融取引の取締りに関する件」

(ii) 昭和24年告示第986号による解除

在外会社、閉鎖機関保有の有価証券による前記措置(旧証券の無効化、新証券の発行)に伴ない、とくに株式について個人との不均衡(増資払込の場合など株主が不利益を蒙る)の是正が要望されたため、引揚者が海外に遺留した株式の除根判決を求める場合、金融取引禁止の規定(為替上の制約)を解除することが定められた。

○昭和24年12月9日大蔵省告示第986号

外国為替管理法施行規則（昭和16年大蔵省令第10号）第94条及び第100条又は金、銀、有価証券等に関する金融取引の取締に関する省令（昭和20年大蔵省令第88号）第7条の規定により、左に掲げる事項については、これらの省令による制限並びに報告を免除する。

一 外国から本邦に引き揚げた者（以下「引揚者」という。）

が、本邦に本店を有する会社発行の株式を、引揚前に外国に残置し、又は外国において紛失若しくは焼失した等のため輸入することのできない場合当該株式につき、除権判決を受けるとき。

二 引揚者が前号の除権判決により、本邦に本店を有する会社から株式の再発行を受けるとき。

三 本邦に本店を有する会社が第一号の除権判決を受けた引揚者に対し株式の再発行をするとき。

（イ）上記措置の効果

しかし、上記措置は単に為替上の制約をはずしたにとどまり、旧証券の一般的無効化を定めたものではない。従つて引揚者が株式を遺留した事情が除権判決の要件たる滅失等に当たるかどうかの判断は裁判所の認定にかかり、引揚者の要望が当然に容れられるというわけにはいかない。

（注）1 東京簡裁では、以前5～6件の申立認容をした例がある。（『外地で亡失した』との申立てに対し、引揚証明書、会社の株券発行証明書？本人の上申書を提出すれば、申立てを信すべきものとして受理した。）しかし、現在ではこの取扱いに疑問を抱く裁判官もあるとのことである。（最高裁民事局の話）

なお、大阪地裁ではかかる申立てを棄却した例があるとのことである。（未確認）

2 引揚者の中には、引揚の際現地の領事館に株券の保管を依頼し、保管証の交付を受けそれを持参して帰国したが、これで除権判決を受けられるかどうかの照会をしてきた例がある。（中国青島からの引揚者の場合）

（ロ）会社側の処理

発行会社としては引揚者が除権判決を得られないかぎり新株券発行に応じられないから、このような引揚者の株券再発行の要望に対しては概ね慎重な態度をとっている。

（注）会社に問い合せた例では、

1 東京電力では、引揚者の株券再発行請求に対しては、除権判決を得ること、念書を入れることで認めた例がある。

（日立もほぼ同様の扱いの由）

2 三菱重工では、かかる扱いはしていないが、1件だけ
特殊なケースとして認めたとのことである。(会社に迷
惑をかけないよう個人間の問題とさせた。)

(3) 特別経理会社(再建整備法の適用を受ける会社)の発行株式
については、

(4) 会社の特別損失の処理につき

① 減資の場合、在外株主もその効果を受ける。

② 増資の場合、株金払込がないと失権するが、在外株主に
もその適用があると考えられる(同)の場合の適用排除の規
定なし)。

これらの場合には在株主も処理の影響を受けたわけである。

(4) 上記の増資の場合以外の失権手続については、外地株主に
失権手続の適用がないのでその権利関係は不確定のまま保留
されている、と考えざるをえない。

(4) なお、失権のおそれある場合に、会社が代位払込を行なつ
て留保する場合があります。

4. 特別経理会社関係(32年 管財局特殊清算課調)

(1) 概要

(1) 戦後、戦時補償の打切り、在外資産の喪失及び債権取立
の不能等により、多数の会社の財産状態が極度に悪化した
ので、これらの原因によつて生じた損失を適正に処理し、
産業の健全な回復、振興をはかる必要があつた。この要請
により企業再建整備法(昭和21年法40号)が制定され、
各会社をして一定の再建整備計画を立案せしめ、商法の規
定にかかわらず、特別の経理的措置を行なわしめることと
なつた。この法律の適用を受ける法人が、すなわち特別経
理会社である。

(2) 整備計画の実施状況(32年4月30日現在)

① 特別経理会社数

② 再建整備計画認可済会社数

(a) 計画実行完了会社数

(b) 未完了会社数

③ 解散命令を受けた会社数

(再建整備計画を提出しなかつたため)

なお、本法により戦時補償を打切り等による特別損失を
見積りによつて債権者に負担せしめたため、その調整のた

め仮勘定を設けた会社数は■■■■社、そのうちすでに仮勘定の確定したものは■■■■社である。

(イ) 以上のように整備計画未完了会社数は相当数に上つているが、31年末日銀を通じて特別経理会社の実情を調査したところ、調査の郵便物が返戻されたもの■■■■社、回答しないもの■■■■社に達しているので、これらの行方不明等の会社を除けば■■■■社程度に過ぎず、本法施行の目的もほぼ達成せられたものといへく、また関係事務も断続的にしかない状態である。

また、仮勘定の処理については、あるいは資産の処分が遅延していること、あるいは金融機関の調整勘定との間の相互のハネ返りの問題があること等のため、急速な確定は望みがたい状況である。

(2) 特別経理会社の在外負債支払についての問題点

(イ) 在外資産ならびに在外負債の法的処理

指定時(昭和21年8月15日午前零時)現在で貸借対照表の資産の部に在外資産が計上してある場合は特別損失の計算上全額を損失額とする。ただし、負債の部に在外負債を計上している場合において右損失額からその金額を控除して残額がある場合は、その残額に相当する額を損失額とし、在外資産の額が在外負債の額以下であるときは、損失額は零とする。

(ロ) 在外資産ならびに在外負債の処理状況

① 在統会社

再建整備計画の認可により新旧勘定は併合され、在外資産、在外負債は帳簿上より落されることになる。ただし、在外負債が超過している場合は、特別損失には関係がないから、見合い資産は借方に計上されている。

② 解散会社(指定時における清算会社を含む)

整備計画の認可により旧勘定は廃止され清算手続に移るが、認可会社には、在外資産を超過する在外負債に見合う国内資産を有する会社で旧債権の弁済の停止を条件で認可されたものと、在外資産を有するが国内には在外負債の見合い資産皆無のものがある。

ただし旧債権弁済の停止を条件付で認可された会社又は、在外負債の見合い資産を国内に有するが解散の認可をとめられている会社は、事業経営が停止の状態にあるため事務管理費等により残余財産の食いつぶしが行なわれている傾向がある。

③ 第二会社設立の上解散する会社

整備計画の認可(他の法令又は司令部覚書により解散を命ぜられた会社)とともに別法人として第二会社が設立された

親会社は、解散手続にうつる結果在外負債は第二会社に引継
がれることなく見合い資産が帳簿上借方に留保されているが、
清算結了不可能のため②の解散会社と同様食いつぶされてい
る傾向である。

(イ) 問題点

- ① 在外資産を相殺し負債の超過分のみ返済することになるか
否か。なつた場合には地域が別々なりせば、いかなる方法をと
るべきや。(地区毎にのみ相殺されるものと思われる。)
- ② 在統会社で在外資産が超過している場合は、帳簿上から在
外資産ならびに在外負債が落ちている結果、支払について困
難をきたす可能性大なりと思われる。
- ③ 解散会社の場合は大部分が支払不能となると思われるが、
その場合如何なる方法をとるべきや。
- ④ 第二会社設立の上解散する会社が支払不能となつたときに、
第二会社は返済の義務がありや否や。

支払の義務ありとすれば、経営に支障をきたすと思われる
が、その場合の措置
- ⑤ 外貨建債務の場合には換算率が問題となる。

5. 韓国 aid-memo の請求

その他、わが方としては、内容、根拠、相手方等不明なものば
かりであるが、第2次会談で韓国側 aid-memo に列举され
た事項を次に掲げておく。

(1) 商事債権的なもの

A

B

C 薬工品代金未収金

3,563,321

放送局注文品代金前渡金

115,604

専売局関係未収金

5,140,174

計

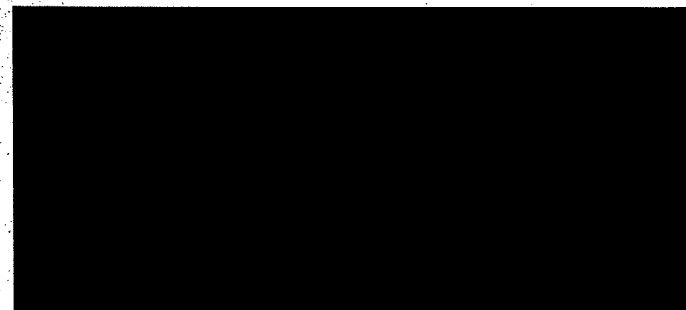
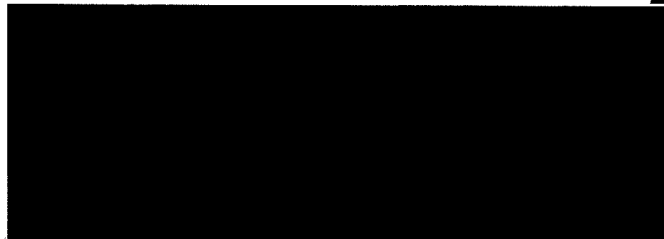
126,476 千円

(備考) 1 個別的に判明しているものとしては、朝鮮食糧営団の韓国米穀代金未収その他清算金がある。

これは昭和20年7月及び8月中買付けた農林省あて直接積送分代金21,953千円をさすものと思われるが、本営団は在外会社に指定され、整理完結済であり、上記代金は25年6月13日食糧庁より受領済みである。

2. なお、朝鮮電業、京城電気、南鮮(合同)電気、農地開発営団、朝鮮食糧営団は在外会社であり、これらに係る請求については、在外会社令による処理がなされているはずであるから、要綱4と関連して検討するべき問題である。

(2) その他正式提示を保留した事項の中に次のようなものがある。



要綱7 異議の請求

要綱8 妥結後6ヶ月以内に完済すること

○要綱7及び8については、韓国側の説明なし。

なお、利息の問題については、わが方の一応の考え方は各項目の日本側調査額に示されているが、一応下記に示すごとく考えられる。なお、二（原則問題）の参考資料5参照のこと。



○日韓間の請求権問題について（各論）（案）

（昭和37年3月10日外務省アジア局）

（注） 下記は、昭和37年3月の小坂・崔会談（第1回政治折衝）の際、前記第2分冊Ⅴ、二参考資料1に掲げた小坂外相の発言した請求権の原則的問題についての日本側見解に引続き、各論として8項目についての日本側見解として宮川請求権委員会主査が発言すべく、大蔵省の修正も織込んで準備されたものである。韓国側が小坂外相発言に失望し会談の空気が冷たくなつたので（第1分冊Ⅱ二4参照）、この発言要旨は遂に述べられる機会がなかつたが、8項目の請求に関する大蔵・外務両省の見解の最大公約数としての日本側見解となるべきものである。（将来の国会答弁の際8項目に対する日本側見解としてはこの線によるべきであろう。）

○要綱1地金銀の返還請求に関して

韓国側は、1909年から1945年までに朝鮮銀行を通じて韓国より持ち出した地金銀の返還を請求しているが、

日本側としては、本件に関する韓国側の請求になんらの法的根拠を認めることができない。

すなわち、朝鮮銀行は朝鮮地域における発券銀行であつたが、同時にその業務の一つとして地金銀の売買を行なうことが規定されており、1909年から1945年の間に同銀行を通じて

また、地金銀の売買価格は日本内地であると朝鮮であるとを問わず、同一適正価格で行なわれていたものである。

韓国側は、さらにまた朝鮮銀行の発券準備として地金銀を持たねばならなかつたという議論も行なつたが、朝鮮銀行の発券準備は地金銀でなくともよかつたというのが朝鮮銀行法の定めるところであつた。また、上記立法趣旨そのものを云々されるのであれば、もはや法的請求権の範囲を超えた政治的要求と解さざるをえない。

以上のごとく、

○ 要綱 2. 通信局関係に関して

韓国側は終戦前に朝鮮地域で行なわれていた郵便貯金残高と朝鮮簡易生命保険郵便年金特別会計の大蔵省預入金とのうち韓国人分の支払いを請求しているが、

日本側としては、

韓国人分をどのように推定するかについては、事務折衝において当方が説明したようにさらに慎重な配慮を要すると考えられる。

なお、その余の請求については、日本側として異論があり、応じられない。

○ 要綱 4. 閉鎖機関、在外会社の在日財産の請求に関して

韓国側は、終戦前、韓国に本社、本店または主たる事務所があつた法人の在日財産の返還を要求しているが、

日本側としては、連合軍最高司令部の閉鎖機関令によつて閉鎖清算された機関、すなわち、朝鮮銀行ほか3社及びSCAPIN 1965号によつて整理された在外会社188社に関して、これら会社の財産のうち1945年12月6日現在韓国に存在したものに関しては、米軍令33号により所屬が変更されたことを認めているが、同軍令の効果はすでに総論で述べたように在鮮米軍の管轄地域外には及びえない以上、これら会社の在日財産には及びえないものである。

このことは上述の閉鎖機関令及びSCAPIN 1965号のいずれもが、米軍令33号に関係なく在日財産に関する処理を規定していることから明らかである。(ちなみに、これら法人が、法制上、当初から韓国法人であつたという立場に立つ在日財産の請求であるならば法理上まったく問題にならない。)

もつとも日本側としては、これら法人の残余在日財産の処分にあたり、とりあえず旧株主の権利は留保しているので、本会談の推移如何と睨み合せて適切な処理を行なう用意がある。

○ 要綱 5. の (1) 日本有価証券に関して

韓国側は日本国債等の有価証券を請求しているが、

日本側としては、

登録債のうち日本を登録地とする登録債券は在日財産であるから

、それ以外のものは、米軍令33

号の効力も及びえないとの見地から請求に応じたい。

○ 要綱 5. の (2) 日本系通貨に関して

韓国側は、戦後焼却した日本銀行旧券等の日本系通貨の請求を行なっているが、

日本側としては、

○ 要綱 5. の (3) 韓国人労務者等の未収金に関して

韓国側は韓国人軍人軍属労務者等の未払俸給、賃金、年金、手当等の未収金を請求しているが、日本側としては、韓国人分未収金の確認に努めている。

○ 要綱 5. の (4) の a 集団移入韓国人労務者の補償金に関して

韓国側は、日本に強制徴用された労務者につき生存者、死亡者、負傷者それぞれ一定の補償を請求しているが、

日本側としては、昭和14年以来、昭和20年4月頃までに、自由募集、官あつせん、最後には国民徴用令により相当数の朝鮮人労務者が、集団移入された事実は認めるが、これらの労務者は日本人として内地に渡来し、内地人とともに勤労したもので、これに対し日本側として、韓国側要求のような補償金を支払う法的根拠がない。また、これら労務者の中で勤労契約期間中負傷ないし死亡した者に対しては、その際見舞金ないし弔慰金が各雇用主より支払われていたものであり、日本側として、重ねてなんらかの措置を講ずる法的根拠はないと考える。

○ 要綱 5. の (4) の b 朝鮮人軍人軍属に対する補償金に関して

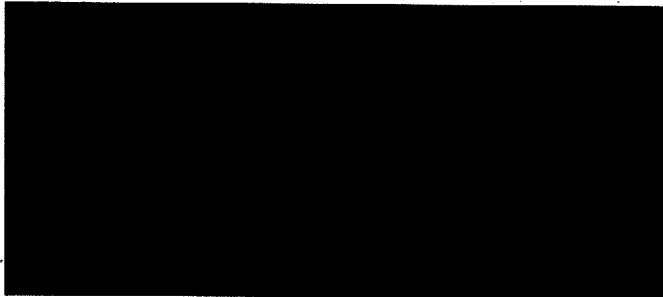
韓国側は韓国人の旧軍人軍属に対して前項徴用者を含めて、
これと同様の補償金支払の請求を行なっているが、

日本側としては、これら軍人軍属に対する補償金の支払いは
実定法上極めて困難である。すなわち、軍人に対する恩給は、
連合軍最高司令部の命令により昭和 21 年 1 月以降停止され、
また軍属に対する諸措置も同時に停止された。

平和条約発効後に、軍人軍属に対し戦傷病者戦没者等留守家族
援護法の制定及び軍人恩給の復活があつたが、これらにもとづ
く援護ないし恩給支給は日本国籍保持者に限られているため、
韓国人軍人軍属はこれらの対象となりえないわけである。

○ 要綱 5. の (5) の a 韓国人恩給請求に関して

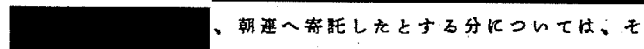
韓国側は、終戦時の既裁定分のほか未裁定分の恩給を 20 年
分請求しているが、



○ 要綱 5. の (5) の b 帰国韓国人寄託金に関して

韓国側は、終戦後韓国に帰国した韓国人の税関への寄託金、
日銀券と交換した未決済韓銀券及び朝連の寄託金を請求してい
るが、

日本側としては、



、朝連へ寄託したとする分については、そ
の事実を示す記録がまったく存在しないので、その支払いは不
可能である。

四・ 韓国請求権金額

(1) 後掲1. の試算額は、37年1月10日、大平官房長官（当時）の命により大蔵省及び外務省事務当局において作成した試算表である。作成の経緯については、三、（8項目の対日請求の内容）の頭注を参照のこと。

① 韓国側請求額は、才6次会談請求権委員会における韓国側主張額をそのまま集計し、米ドル換算額については、韓国側の主張した15円対1ドルの換算レートにより換算した。なお、この結果算出された15億ドルの金額が新聞報道に流されたとき、韓国側ではかかる数字を主張したことはないと否定した旨報じられた。

(2) 後掲3. は上記1. の試算作成後、外務省が独自で試算の修正を続けた結果算出したもので、わが方は参考のため送付を受けたものである。（なお、才1分冊Ⅱ、=3の経済協力方式への転換の説明中でくる [] の数字の根拠は、この修正資料であると思われる。この時期には、日韓問題について政府首脳部

と事務当局との折衝は外務省のみで行なわれ、大蔵省側はタッチしていないので、その間の経緯については不明である。）

(3) なお、大蔵省試算額算出の過程において作成され36年11月9日省議に提出、検討の上修正した各種試算額を、参考のため、358ページの次の折込みに載せておくこととした。

(この当時は、第6次会談が始まったばかりであり、資料もほとんどなかったため37年1月試算数字とは大分食い違っていることに注意されたい。)

1 韓国側対日請求額及び大蔵省、外務省試算額

(37年1月10日 大平官房長官(当時)の命により作成したもの)

(単位百万円)

請求項目	韓国側請求額	大蔵省案	外務省案
I 地金銀	現物請求 地金 249トン 評価額 地銀 67トン 101582		
II 総督府関係			
1 逓信局関係			
(a) 郵便貯金等	1,198		
(b) 国債貯蓄債券等	要綱V, 1にて請求		
(c) 朝鮮儲保年金	135		
(d) 海外為替貯金	70		
(e) 凍結受取金	46		
2 日本人預金引出額	討議留保		
3 返付資金のない国庫金支出	討議留保		
4 総督府東京事務所	討議留保		
III 韓国よりの送金返還			
1 鮮銀本店からの振替送金	要綱V, 1にて請求		
2 日本への送金	討議留保		
IV 在日財産請求	日本側の処理方針を聞いた上で内容を決めたい		
V 韓国人の対日本人及び対日本政府請求			
1 有価証券	8,735		
2 日本米通貨	1,526		

3. 韓国人被用者未収金	257		
4. 被用者補償金	364百万ドル		
5. 恩給請求等			
(1) 恩給	306		
(2) 邦国韓国人寄附金			
通貨類	11		
未決済朝鮮債券	4.9		
朝鮮寄託差押分	55		
6. 生保準備金請求	438		
7. 韓国人の権利行使の原則	個別的に行使できるよう認定		
結果	未だ説明なし		
支払方法	未だ説明なし		
合 計	(韓国側請求額)	(大蔵省案)	(外務省案)
	円債務		
	12,805百万円		
	853.6百万ドル		
	ドル債務 364百万ドル		
	現物(地金銀)		
	282百万ドル		
	計1,588百万ドル		
	ただし、円債務のドル 評価は15円対1ドル とする		

附 日韓会談の請求権問題処理に当たつての問題点 37年1月10日
大蔵省理財局
外務省アジア局

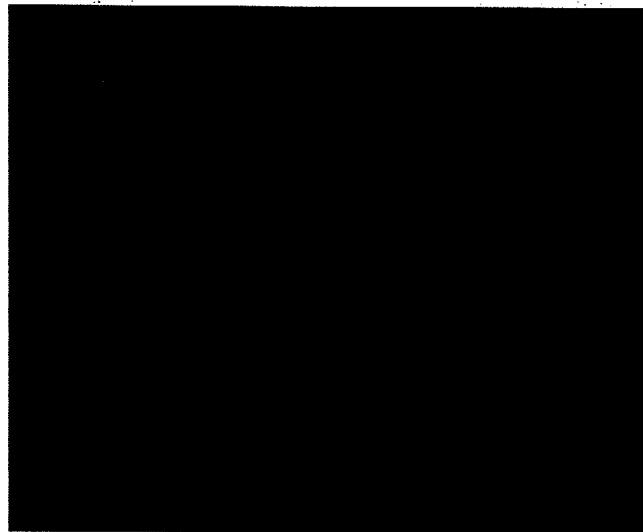
但以下は、上記試算表を大平官房長官に提出するに際し、試算表の説明として外務省側で作成し、両省の共同資料として併せて提出したものである。

1. 日韓会談の請求権処理にあつて、韓国側が支払いを請求し、日本側がその支払いに応じ得るものは「法的根拠」のある請求に限られるということは、昨年11月の池田総理、朴議長会談においても確認せられ、その後の請求権委員会もこの趣旨に従い討議を継続している。
2. そこで十分に「法的根拠」のある請求として日本側が認めうるものはどの位の金額に達するかを計算する必要があるわけであるが、その計算にあつては次のような重要な困難がある。
 - (i) 事実関係の確認が極めて困難であること。

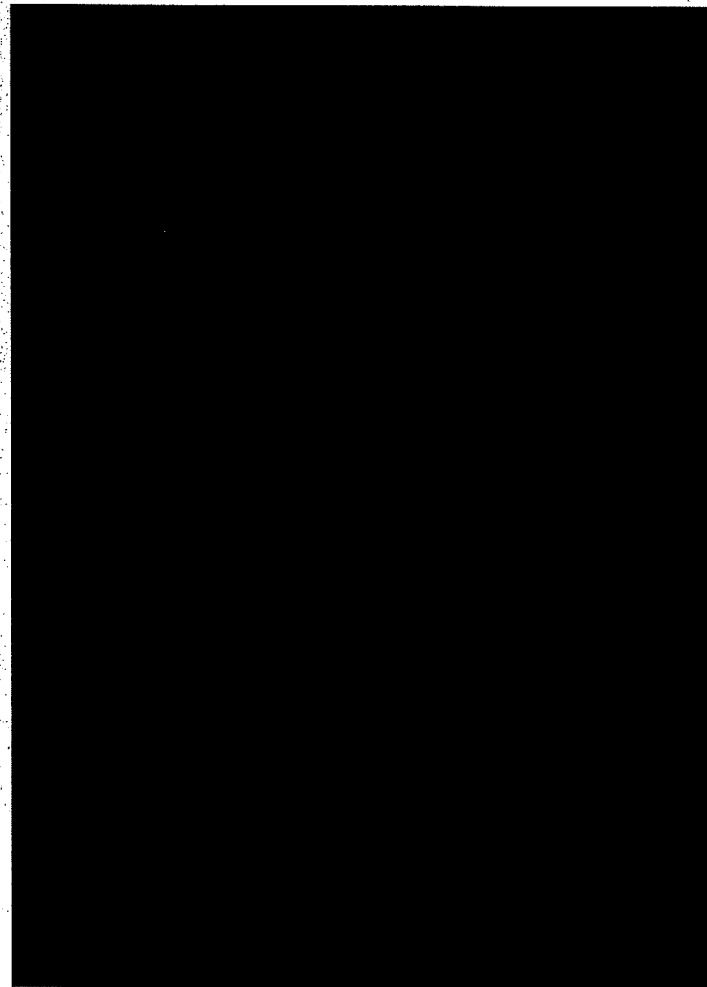
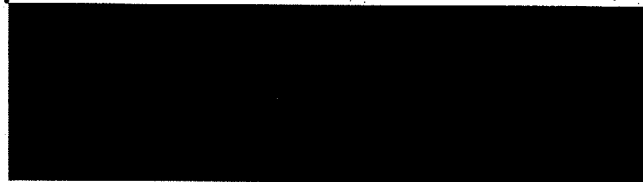
この点は今後に予定されている韓国側との資料のつき合せや日本側の古い資料の再調査等によりかなり明らかになる点も期待されるが、朝鮮動乱により現地資料の相当部分が亡失したという事情もあり、たとえば

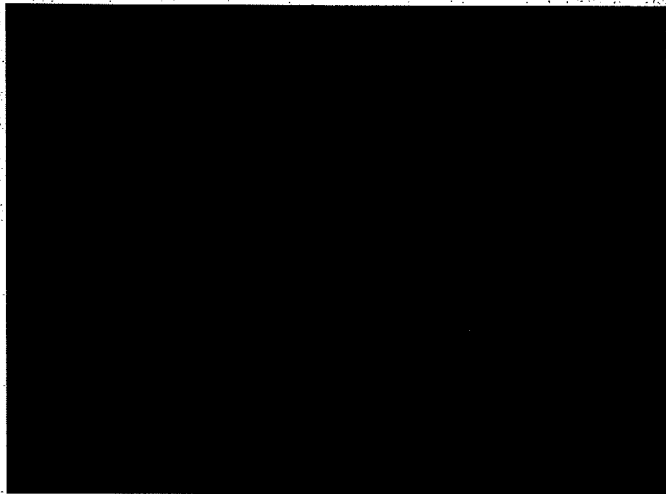
■

(2) 「法的根拠」をいかなる点に求めていくかということ。



(5) 南北鮮の区別は、従来韓国側はこれを全く無視しており、
かつ、区分する場合も、いかなる方法によつても概括的に
らざるをえないこと。





-358-

186

○ 理財局試算(3.6.1.9省監検討後修正)による韓国請求権支払金試算表

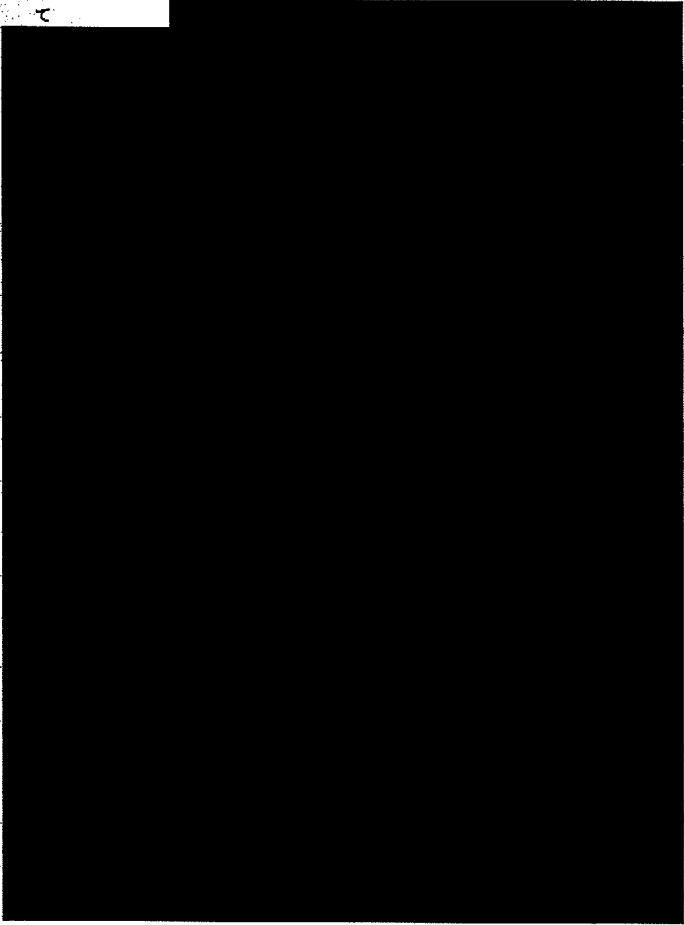
単位 百万円
(カブ=内百万円)

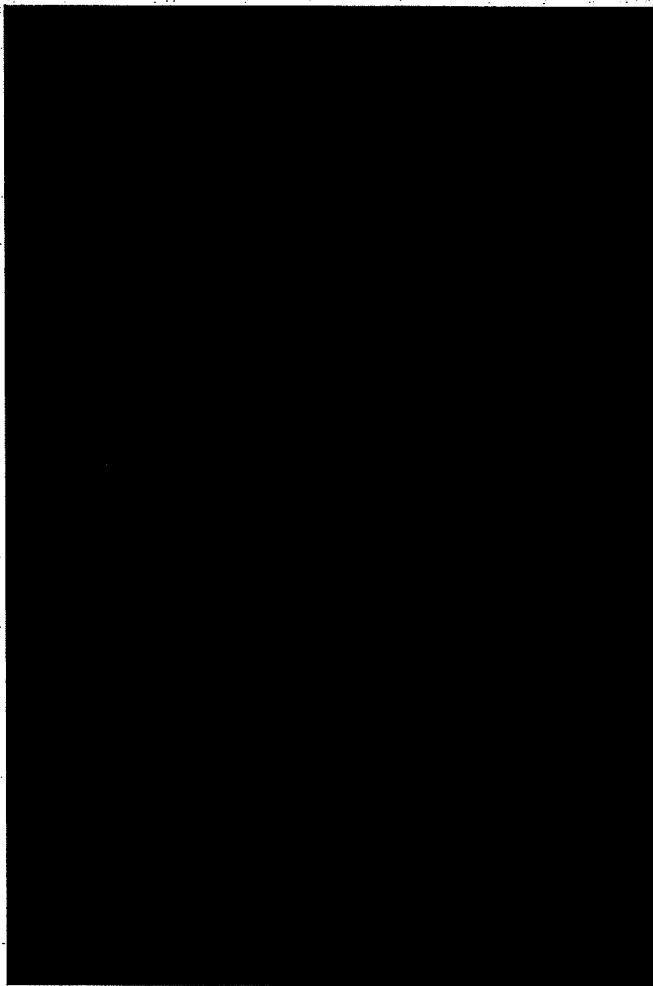
項	目
要綱1. 地金銀	
要綱2. 対韓国債務	
(1) 通 信 局 関 係	
(a) 郵 便 貯 金	
(b) 国債・貯蓄債券	
(c) 朝鮮簡保年金	
(d) 海外為替貯金	
(e) 漢 結 韓 国 受 取 金	
(2) 日本人の預金引出額	
(3) 高付利金のない国庫金支出	
(4) 総督府東京事務所	
要綱3. 振替送金	
要綱4. 在日財産	
(本邦の韓国人株主預保分)	
要綱5. 韓国人の請求	
(1) 有 価 証 券	
(2) 日 本 承 通 貨	
(税金預り金)	
(3) 被徴用者未収金	
(4) 被徴用者補償金	
(5) 恩 給 官 人	
(6) 対 日 本 人 請 求	
要綱6. 株式の隠匿	
合 計	
元 利 合 計	

(注) R.C.-Relevant Clause (在韓資産財産を考慮せしめ、請求に応じないとする趣旨)

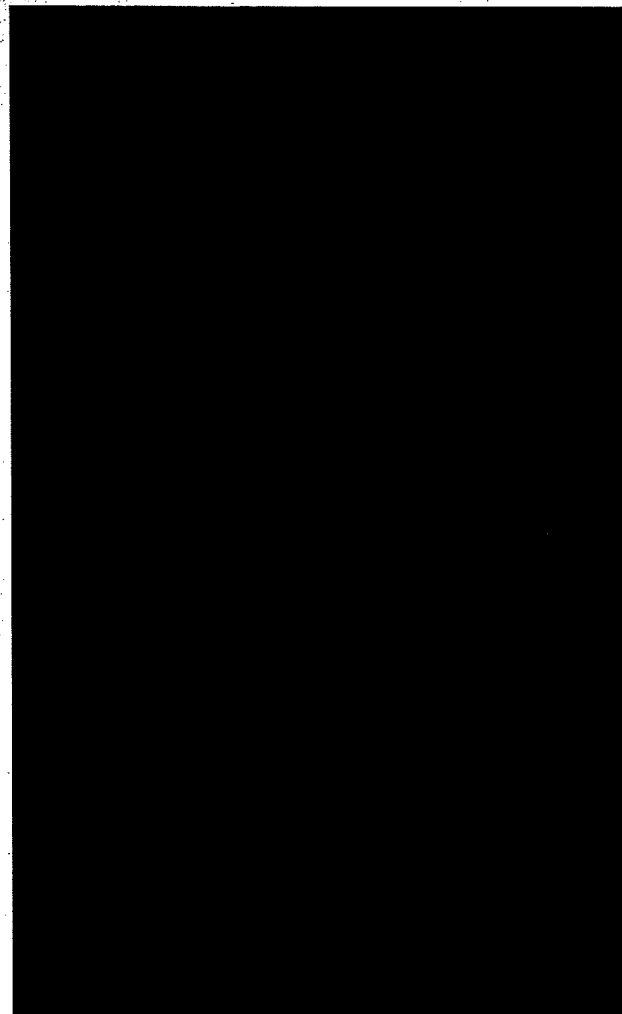
2. 韓国請求権金額試算に関する外務大蔵両案の比較検討について

て



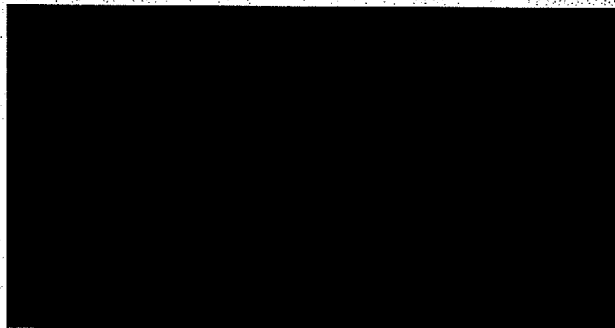


-360-



-361-

185



3 修正された外務省案について



4. 昭和28年当時の日韓請求権の数字

最近国会審議でときどき問題とされている、昭和28年日韓会談（第3次）決裂当時、外務省情報文化局から発表された韓国側請求権90億ないし120億円の数字について説明すれば、次の通りである。

なお、この数字については、政府としては、「情報文化局長談話」中の数字は、当代会談が決裂したときの日本の立場をわかりやすく説明するために、当時の時点で事務担当者が各種の推定の上に立つて試みに計算したものにはすぎない。」と答えることになっている。

(1) 関係資料

○昭和28年11月外務省情報文化局発行「世界の動き」特集号

「日韓会談のいきさつ」の中の在韓日本財産に関する部分

「日韓会談のポイントを見る」

また、請求権問題において、日本人が「韓国」に残してきた財産は、実は韓国ばかりでなく、北鮮を含めた朝鮮全体にわたっているのであるから、朝鮮全土を支配していない韓国政府とハッキリした話し合いをとけることは、少なくとも現実の問題としては疑問のないわけではないが、それにもかかわ

らず、日本政府は一応韓国政府と会談を行ない、両国の韓日友好関係樹立への努力を行なってきた。

ある人の計算によると、終戦当時朝鮮には日本人の私有財産（すなわち国有財産や公有財産は別として、個人財産と私企業財産だけの合計）は約730億円あつたということである（当時は1ドルは約15円であつた）。いまかりに、その中の60%がいわゆる「38度線」の北側にあり、40%だけが南側にあつたと仮定して、しかもさらにその65%が戦災で滅失したと推定すると、現在韓国内には約100億円の日本人私有財産が残っている計算になる。

その他にも、張海尻の清算などを勘定に入れると、日韓相互の請求権は次のようになる。

日本が韓国から受け取るべき額	約140億円
日本が韓国に支払うべき額	約120億円
差引受取額	約20億円

そこで、かりに韓国の主張のように、日本は韓国に対し請求すべきものは一銭も無く、請求権の問題というのはもっぱら韓国が日本から受取る額の問題にすぎないということであれば、この人の計算に従えば、終戦当時の金で120億円を日本が韓国に支払わなくてはならないことになる。

在韓財産の一切をフィにした上に、さらにこのような巨額を支払うということは、わが国民の決して納得しないところであろう。

「外務省情報文化局長談」

請求権の問題は若干説明を要する。すなわち日本側は、戦争前韓国に在った日本の公有財産は平和条約により韓国がこれを取得することは認めるが、日本の国民が持っていた私有財産は終戦時の価格で約120ないし140億円に対してはクレームを有すると主張する（これが韓国における全財産価値の85%に相当すると言うのは、とんでもない大げさな話である。なお桑大使は、今回の朝鮮戦乱において破壊された財産まで返還せよと日本が主張しているとしばしば新聞記者にいつているが、そういう無法な要求を日本側がしたことがないことはもちろんである）。これに対し、韓国側は日本における財産約90ないし120億円にクレームを持つという。この双方の主張の間に立つて政治的に解決する方法として、両方のクレームを相殺しようという提案がある。これは、實際上20ないし40億円を韓国のために抛棄することになる。この案は、昨年の日韓首席代表間の非公式会談において桑韓

同代表が提案したものである。日本側としては、日韓間の友好関係樹立のため今回この案を真剣に研究するにやぶさかでないことを明らかにした。然るに驚くべきことには、日本側が本案を考慮せんとすることを知るや、韓国代表の梁氏はかかる提案をしたことはないと主張し、さらに進んで日本人は在韓私有財産に対し一切のクレームを認められない、反対に韓国の在日財産のみに対して韓国のクレームがありうると強弁した。これは、実際においては日本は韓国に対して約100億円を支払うべしということになる。

(2) 請求権の例示的処理要領

なお、この処理要領は、32年の米国解釈を受け容れる前の段階で日本側が対韓請求権を主張していた時期の考え方を採って作られたものであることに注意されたい。

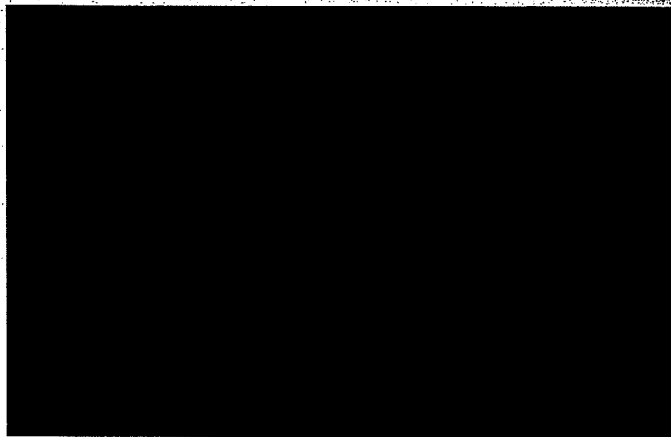


-370-



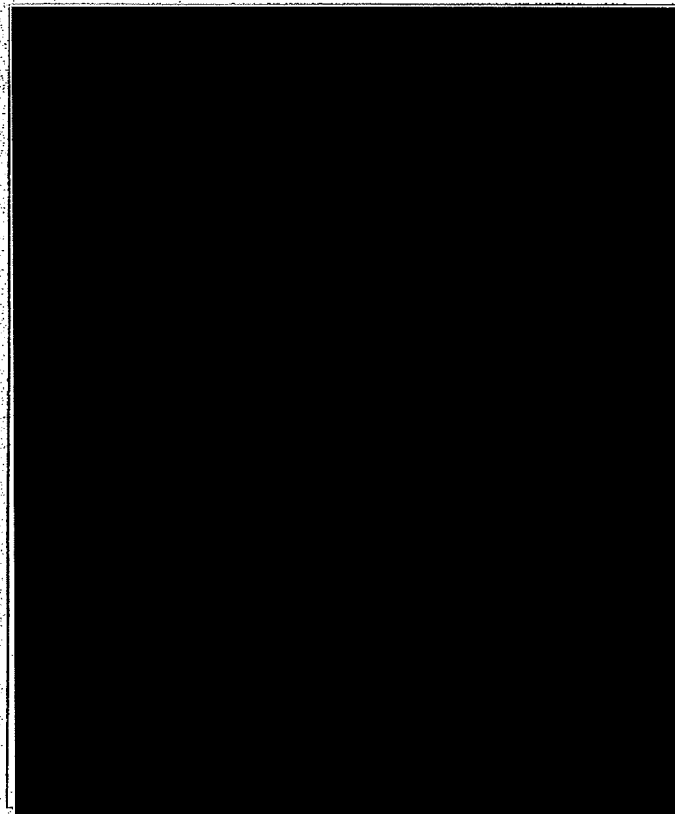
-371-

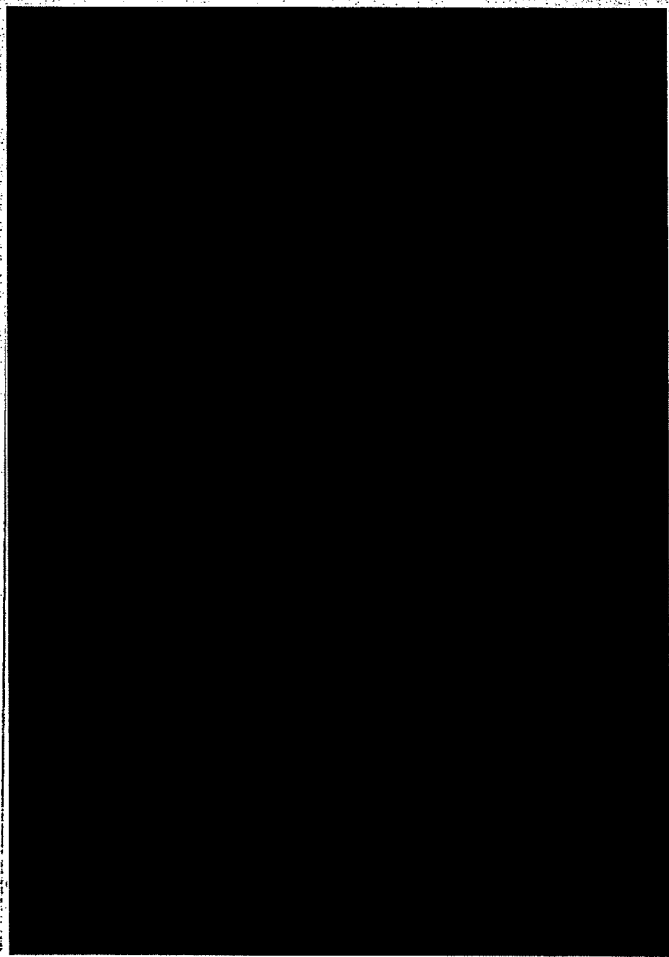
198



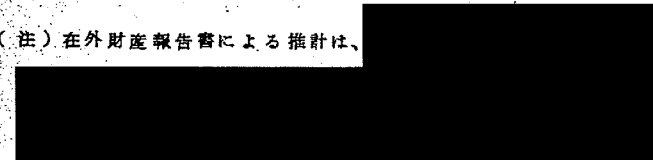
(5) 例示的処理要領にもとづく日韓両国負担額 調

(2 9 年 1 月 5 日 理財局外債課 (最終整理の分)



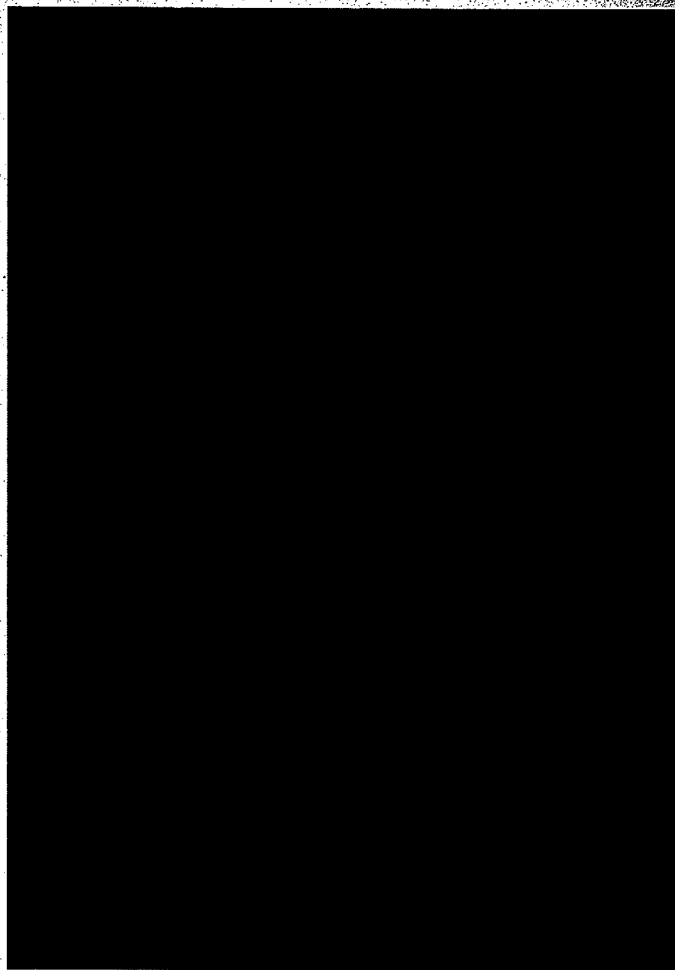


(注) 在外財産報告書による推計は、



(1) の預金部関係について



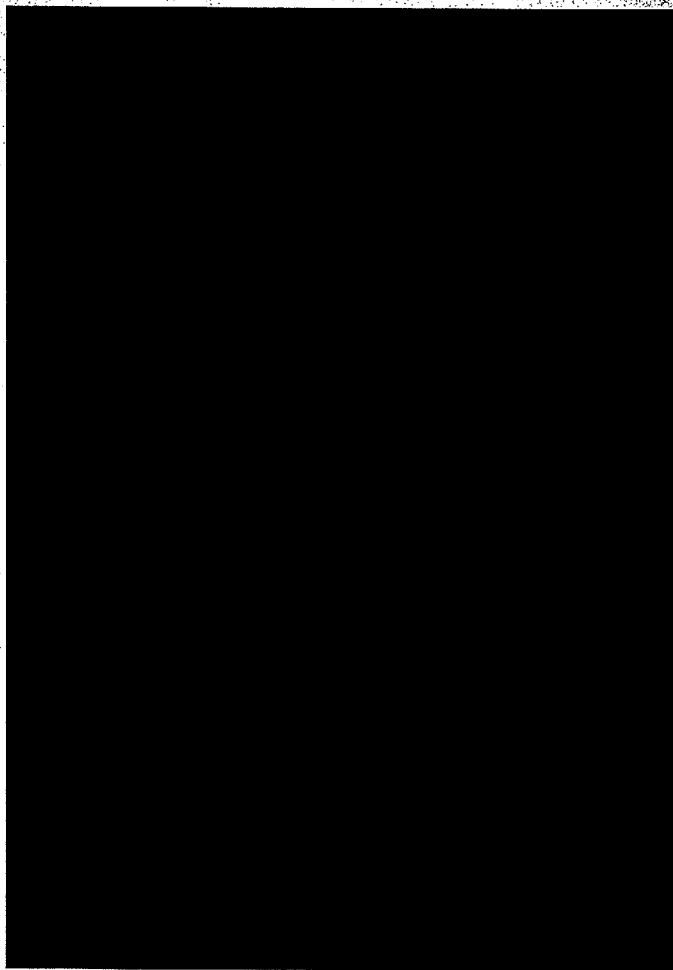


-376-



-377-

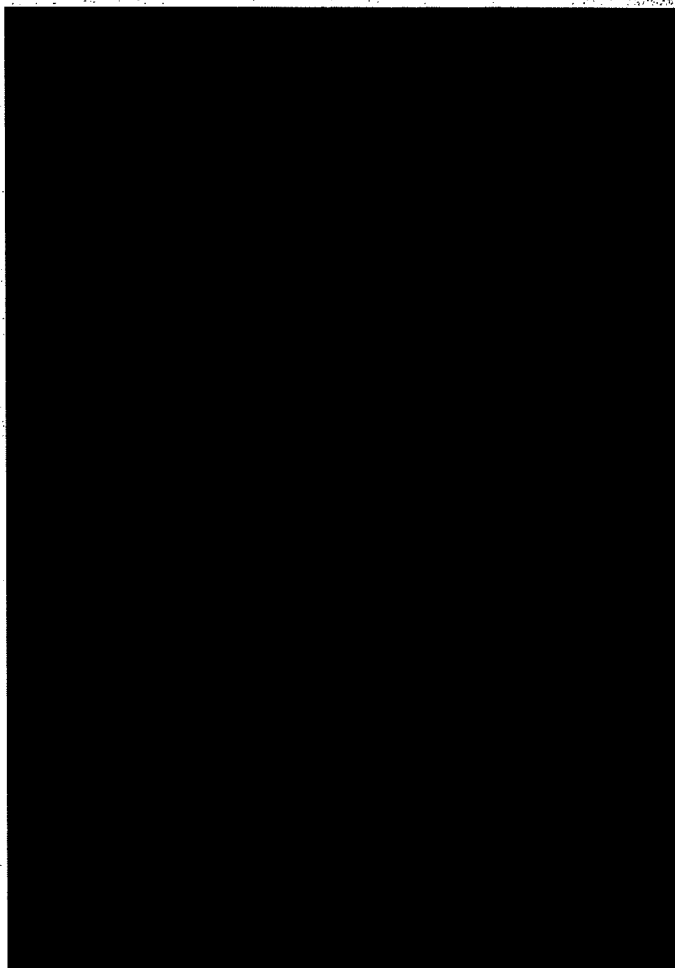
196



-378-



-379-

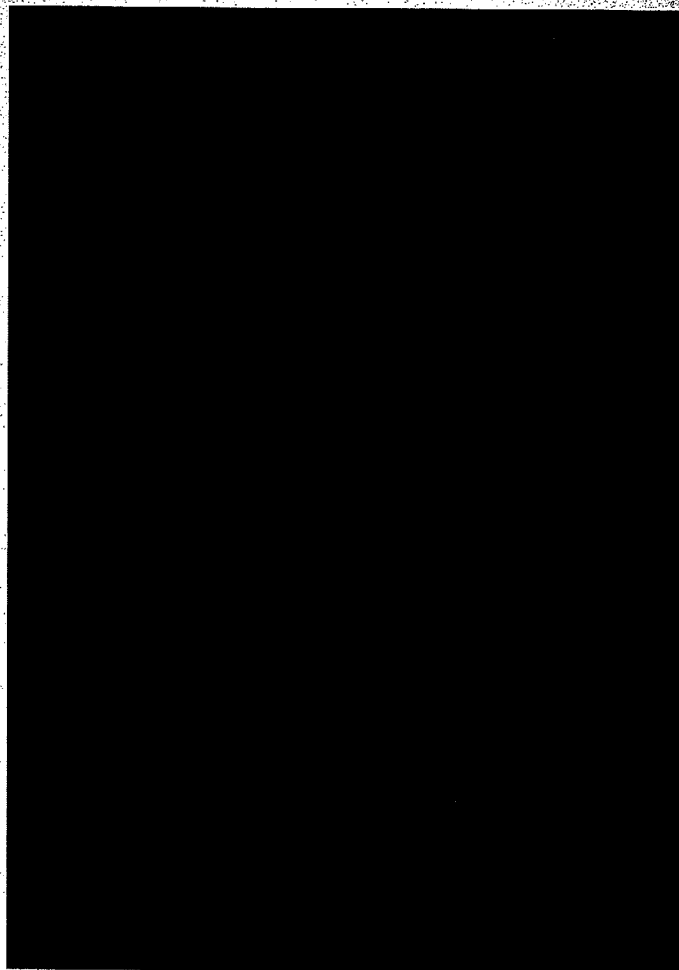


-380-



-381-

198

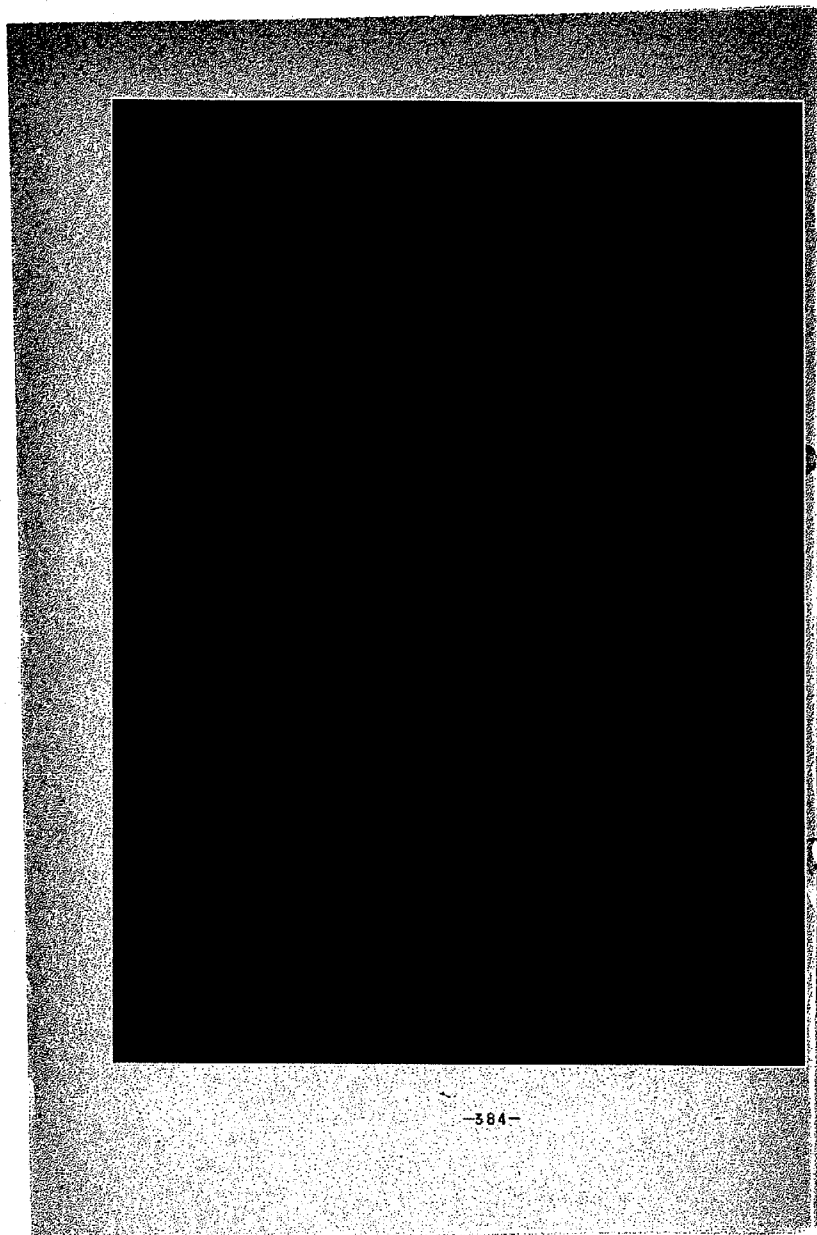


-382-



-383-

199



-584-

200

